

令和5年（2023年）2月24日（金曜日）

第 4 号

令和5年第1回北海道議会定例会会議録

第4号

令和5年（2023年）2月24日（金曜日）

議事日程 第4号

2月24日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (95人)

議長 100番 小畑保則君
副議長 61番 市橋修治君
1番 寺島信寿君
2番 木葉淳君
3番 小泉真志君
4番 鈴木一磨君
5番 武田浩光君
6番 植村真美君
7番 佐々木大介君
8番 滝口直人君
9番 林祐作君
10番 檜垣尚子君
11番 星克明君
12番 宮下准一君
13番 村田光成君
14番 渡邊靖司君
15番 浅野貴博君
17番 内田尊之君
18番 渊上綾子君

19番 松本将門君
20番 壬生勝則君
21番 宮崎アカネ君
22番 山根理広君
23番 阿知良寛美君
24番 田中英樹君
25番 菊地葉子君
26番 宮川潤君
27番 中野渡志穂君
28番 荒当聖吾君
29番 白川祥二君
30番 新沼透君
31番 池端英昭君
32番 小岩均君
33番 菅原和忠君
34番 中川浩利君
35番 畠山みのり君
36番 藤川雅司君
37番 大越農子君
38番 太田憲之君
39番 加藤貴弘君
40番 桐木茂雄君
41番 久保秋雄太君
42番 佐藤禎洋君
43番 清水拓也君
44番 千葉英也君
45番 道見泰憲君
46番 船橋賢二君
47番 丸岩浩二君
48番 梅尾要一君
49番 笠井龍司君

50番	中野秀敏君	88番	村田憲俊君
51番	花崎勝君	89番	吉田正人君
52番	三好雅君	90番	遠藤連君
53番	村木中君	91番	大谷亨君
54番	吉川隆雅君	92番	喜多龍一君
55番	吉田祐樹君	94番	本間勲君
56番	佐々木俊雄君	95番	伊藤条一君
57番	田中芳憲君	97番	神戸典臣君
58番	沖田清志君	98番	高橋文明君
59番	笹田浩君	99番	和田敬友君
60番	松山丈史君	欠席議員(1人)	
62番	稲村久男君	16番	安住太伸君
63番	梶谷大志君	欠員(4人)	
64番	北口雄幸君	74番	
65番	広田まゆみ君	82番	
66番	赤根広介君	93番	
67番	佐藤伸弥君	96番	
68番	中山智康君	<hr/>	
69番	安藤邦夫君	出席説明員	
70番	志賀谷隆君	知事	鈴木直道君
71番	真下紀子君	副知事	浦本元人君
72番	森成之君	同	土屋俊亮君
73番	大河昭彦君	同	小玉俊宏君
75番	池本柳次君	病院事業管理者	鈴木信寛君
76番	滝口信喜君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	藤原俊之君
77番	須田靖子君		
78番	高橋亨君		
79番	三津丈夫君	総合政策部 次世代社会戦略監	中村昌彦君
80番	平出陽子君		
81番	富原亮君	総合政策部 地域振興監	北村英則君
83番	松浦宗信君		
84番	角谷隆司君	総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
85番	千葉英守君	保健福祉部長	京谷栄一君
86番	中司哲雄君	保健福祉部 新型コロナウイルス 感染症対策監	佐賀井祐一君
87番	藤沢澄雄君		

保健福祉部
少子高齢化対策監 鈴木 一博 君
経済部長 中島 俊明 君
経済部食産業振興監 遠藤 俊充 君
農政部長 宮田 大 君
水産林務部長 山口 修司 君
建設部長 北谷 啓幸 君
道立病院部長 道場 満 君
財政局長 木村 敏康 君
財政課長 松林 直邦 君

警察本部長 鈴木 信弘 君
総務部長 鳥潟 俊夫 君
生活安全部長 岡本 茂樹 君
刑事部長 倉田 哲宏 君
総務部参事官
兼総務課長 岩崎 靖一 君

教育委員会教育長 倉本 博史 君
教育部長
兼教育職員監 池野 敦 君
学校教育監 唐川 智幸 君
総務課長 奥寺 正史 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐々木 徹 君
議事課長 松井 直樹 君
議事課長補佐 松村 伸彦 君
議事係長 小倉 拓也 君
議事課主任 古賀 勝明 君
同 成田 将幸 君

午前10時1分開議

○議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔松井議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

笹田 浩 議員
笠井 龍司 議員
中野 秀敏 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号
(質疑並びに一般質問)

○議長小畑保則君 日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

滝口直人君。

○8番滝口直人君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次、質問をさせていただきます。

初めに、流域治水についてであります。

道では、各地で甚大な被害が生じた平成28年の台風災害を契機に、北海道開発局と共同で、気候変動に関する検討会を設置し、これまで、気候予測アンサンブルデータの活用により、気候変動を踏まえた当面の治水適応策の考え方を取りまとめるなど、全国に先駆けた取組を実施しております。

このたび、道は、北海道開発局と共同で、北海道地方における流域治水のあり方検討会を設置し、さらに先駆的な検討を進め、北海道の気候、土地利用状況、文化などを踏まえた北海道地方における流域治水の在り方について検討していると承知しております。

一方、道においては、管理する河川における流域治水について、国や市町村のほか、農業施設管理者などで構成する流域治水協議会を設置し、あらゆる関係者が協働して、浸水被害の軽減に向けた取組が進められていると思いますが、以下、流域治水の取組について伺います。

流域治水協議会について伺います。

私の地元には、国営事業により整備され、昭和58年度に完成した農業排水路がありますが、道管理河川に流入する下流区間は、農地が宅地化し、市町村が対応する防災などの面から、農村部と異なる対応が求められています。

令和4年第3回定例会の一般質問において、道管理河川に流入する排水路からの浸水被害に関し、どのように取り組む考えなのかと質問したところ、道は、流域治水協議会において調整を図り、各管理者と連携し、浸水被害の軽減に取り組んでいくとの御答弁がありました。

道が管理する2級水系河川のうち、41水系で流域治水プロジェクトが策定されていますが、流域治水協議会ではどのような取組が行われているのか、伺います。

次に、流域治水の推進について伺います。

流域治水協議会では、流域治水プロジェクトを策定し、氾濫をできるだけ防ぎ、減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をそれぞれの水系で示しています。

道は、流域治水の取組を進めるとともに、氾濫の危険度が高い区間を先行して整備し、治水対策の効果を発現させるような取組を進めているところではありますが、全ての河川に、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である流域治水プロジェクトを早急に策定する必要があると考えます。

また、流域治水プロジェクトでは、工期として、短期、中期、長期の区分で対策を示し、河川事業等の全体事業費も示していますが、近年、時間雨量が50ミリを超える短時間雨量の発生件数が増加し、気候変動の影響により、水害のさらなる激甚化、頻発化が懸念されている中、これまで災害で大きな被害があった地域では、できるだけ早期の対策を求めていますので、流域治水プロジェクトには、対策事業の場所、期間を明確にし、実施していく必要があると考えます。

道は、地域の安全、安心のため、流域治水の取組をどのように推進していくのか、伺います。

次に、水産業の振興についてであります。

スマート水産業について伺います。

海洋環境の変化などの影響から、取れる魚の種類は大きく変化しており、漁業のみならず、水産加工業などの関連事業にも大きな影響が生じております。

そのことに加えて、漁業者の減少、高齢化や、漁業用燃料の価格高騰など、漁業経営を取り巻く状況がますます厳しくなっており、このような中であって、水産業が今後とも漁村地域の基幹産業として維持発展していくためには、漁業就業者を増やしていく取組は引き続き行っていく一方で、現在の限られた労働力の中における生産性の維持向上や、さらなる労力とコスト削減を図る努力を着実に進めていくことが非常に重要と考えております。

道では、令和5年からスタートする新たな水産業・漁村振興推進計画に、スマート水産業の推進を明確に位置づけるとともに、その具体的な考え方を示すスマート水産業推進方針を本年度中に策定することを表明しております。

私は、担い手不足への対応や、収益性、生産性の向上は、全道における水産業の持続的発展のために必要不可欠な取組であり、操業、流通、加工等のあらゆる場面で活用を見据え、ICT技術の導入を強力に進めることは、本道水産業の未来を左右する一つの鍵となる方策になると考えます。

スマート水産業の推進に向け、道はどのように取組を進めていく考えなのか、伺います。

次に、日本海漁業の振興について伺います。

本道は、四方を海に囲まれ、海岸沿いに漁村が発展し、それぞれの海域の特性に応じた漁業が発展してきました。

しかしながら、私の地元の北斗市を含む日本海海域では、スケトウダラやホッケなどの資源の減少やスルメイカの不漁、漁業者の高齢化などから、ほかの海域に比べ、担い手不足や生産額の低迷がさらに深刻な状況にあり、これらの対策の重要性はひとときわ大きいと考えています。

道では、平成26年から、日本海漁業振興基本方針に基づき、日本海漁業の振興を進めていると承知しておりますが、漁業者が新たな漁業種類に取り組むなど、一定の成果は出てきているものの、漁業生産が低迷している状況からは脱しておらず、いまだその道は半ばだと感じております。

道は、今月16日の水産林務委員会で、日本海漁業に関する新たな方針として、日本海漁業経営安定化方針を策定することを表明しています。

私も、ようやく芽が出始めたこれまでの取組をより確固たるものにするため、日本海海域には、引き続き、個別の方針を策定し、対策を進める必要があると考えています。

道として、日本海における海域別の方針を改めて必要と判断した考え方を伺いますとともに、今後、この方針を実効性のあるものにしていくため、どのように対応していく考えなのか、見解を伺います。

次に、農業の振興についてであります。

2024年問題について伺います。

2024年問題は、2018年に、働き方改革関連法が、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な

働き方を実現することを目的に改正されたことにより、自動車運転業務の労働基準法における時間外労働の上限規制が、2024年度から年960時間の適用を受けることによって発生する問題の総称のことです。

物流業界においては、人口減少や広域分散型社会、労働力不足の課題に加えて、2024年問題に対応するため、安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた対策を検討しているものと承知しております。

物流業に事業を発注する荷主側では、自動車運転業務の長時間労働の解消に向けて、作業時間の効率化など、発注業務の見直しにより、2024年問題への解決策に取り組んでいます。

しかし、荷主である農業団体においては、2024年問題によって、トラック運転手の残業規制強化で深刻な人手不足などが予想されることにより、輸送運賃の割増しや輸送頻度の低下への懸念の声があります。

農業経営は、燃油・肥料・原材料費などの経費が5年前に比べ約15%増加し、トラックによる輸送運賃も同じ程度増加していることから、大変厳しい状況が続いています。

さらに、これまで、北海道が、食料供給基地として、トラック、コンテナを利用し、農産物の長距離輸送によって市場ニーズ対応や販路拡大を図り、農業経営販売シェアを確保していましたが、2024年問題の影響で見込まれる輸送の頻度の低下によって、現地での広域配送に支障が生じ、市場が求める農産物について適時に適量を輸送できなくなるなど、深刻な課題を抱えることとなります。

このため、2024年問題で発生すると予想される輸送運賃の割増しや輸送頻度の低下によるコストを、直接、農産物の価格に転嫁できない農業者の経営は、立ち行かなくなると考えます。

農業における2024年問題について、道の受け止めを伺いますとともに、今後、道は、2024年問題における農業者の経営安定に関し、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、小麦、大豆の増産について伺います。

気候変動などによる食料生産の不安定化や世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化に加え、ロシアのウクライナ侵攻など、近年、食料の安定供給へのリスクが高まりを見せる中、国は、食料自給率の低い小麦や大豆などの国内生産の拡大や水田の畑地化等を強力に推進するとしています。

一方で、産地の倉庫には、昨年または一昨年に生産した多くの小麦や大豆が積み上がっています。これらの作物は売買契約が締結されていると承知していますが、このような状況で本当に増産してよいのか、多くの生産者から不安の声を聞いています。

道は、我が国最大の食料供給地域である本道において、小麦や大豆などの輸入依存穀物の生産拡大を推進しようとしています。こうした産地の実態や生産者の不安をどのように受け止め、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、子育て支援についてであります。

国では、本年4月から発足するこども家庭庁における子どもの居場所づくりについて、全ての

子どもの健やかな成長などを基本理念として、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組むこととしています。

内閣府では、こどもの居場所づくりに関する検討委員会を開催しており、その中で、地域のつながりの希薄化、少子化による子ども同士の育ち合い、学び合いの機会の減少によって、子ども、若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっているため、地域交流の場として居場所づくりの必要性が提言されております。

また、地方部では、少子・高齢化や過疎化が進展しており、地域住民の居場所づくりも課題とされております。

子育て支援について伺います。

本道の令和3年の出生数が3万人を割り込み、合計特殊出生率も1.20と、全国平均を大きく下回っている中で、少子化対策における子育て支援体制の充実、家族でできなくなった子育てを地域全体で担うようにすることが必要であると考えます。

道は、これまで、地域における子育て支援等の充実として、子育て支援拠点等の整備、相談体制の整備、子どもの居場所等を活用した地域とのつながり支援を「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」で推進してきましたが、国は、こども家庭庁の発足により、国が少子化危機にこれまでの事業を継続し、新規事業を創設するなど、あらゆる対策を実施する中で、道は、地域における子育て支援体制の充実にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、子どもの居場所づくりについて伺います。

昨年第3回定例道議会の一般質問で、子どもの居場所づくりの取組について質問をしたところ、道は、未設置市町村への働きかけなど、居場所の設置を促進する御答弁をされております。

道として、子どもの居場所づくりに関して、どのように取り組み、その成果をどのように認識しているのか、伺います。

子どもの居場所づくりは、貧困対策のみならず、子育て施策としても大変重要な取組であると考えます。

こども家庭庁の設置を踏まえ、道として、今後どのように取組をしていく考えなのか、伺います。

次に、ワインの産地形成についてであります。

ワインの産地形成に向けた支援について伺います。

道は、ワインの産地形成に向けて、道内外でのワインプロモーションの展開、北海道ワインアカデミーの開講、プラットフォームの基盤形成などに、北海道大学は、北海道ワインアカデミーへの協力、参画、寄附講座「ヌーベルヴァーク研究室」の開設、道との包括連携協定などに、道内経済界と連携し、それぞれ取組を推進されております。

昨年4月には、北海道と北海道大学の二つの組織が参画、支援し、これまでと同様、道内経済界等が支援し、道内研究機関等の連携協議体である北海道ワインプラットフォームが、創業、経

営相談、栽培、醸造、技術革新、人材育成、マーケティングなどを提供する道内研究機関等の連携協議体として、また、北海道ワイン教育研究センターが総合的なワインの北海道大学内教育拠点として、それぞれ同時期に開設されました。

道は、この二つの組織を連携させ、道内経済界の支援を受け、人材育成などに総合的に取り組み、ワイン文化の普及、ワイン産地・北海道の発展のため、ワインを核とした北海道ブランドの価値向上と食向上の創造を目指していくものと承知しております。

道内では、令和4年12月現在で55のワイナリーが建設されていますが、小規模なものが多く、経営に関する考え方も様々なものがあると考えます。

道は、北海道ワインプラットフォーム、北海道ワイン教育研究センターが開設され、間もなく1年目を迎える中で、小規模ワイナリーの方々の声をどのように受け止め、今後、ワインの産地形成に向けた支援についてどのように取組をしていくのか、伺います。

次に、地理的表示——G I 北海道について伺います。

地理的表示は、国が地域ブランドを保護する目的で表示しているもので、農林水産物、食品等の名称が、その名称から当該産品の産地を特定でき、製品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということ特定できる名称の表示を言います。

ワインの地理的表示であるG I 北海道は、平成30年に山梨県に続いて全国で2番目に指定を受け、これまでに18回の認定検査が実施され、19社、600銘柄が認定されております。

各社がG I 北海道の基準を満たすワインの生産に取り組むことになれば、北海道産ワインの平均的な品質が向上すると考えます。

また、G I 北海道と表示されたワインがどれだけ個性を発揮できるかは、今後の取組次第となりますが、消費者が商品を選択する際には、G I 北海道によって、まずは安心が保障されるという意味では、大きな意義があるとも考えます。

G I 北海道の指定から5年目となりますが、指定当時から社会経済情勢等に大きな変化が見られる中、その状況に基づいた必要な措置を講じること、さらに、多くの銘柄が認定を受けることによって、ワイン産地・北海道の持続的な発展に資するものと考えます。

道内55社のワイナリーが多数の銘柄のワインを生産されている中、ワインのG I 北海道について今後どのように取組をしていくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）滝口直人議員の質問にお答えいたします。

最初に、流域治水の推進についてであります。近年、頻発化、激甚化する豪雨災害への対応や、今後の気候変動による水害リスクの増大に備えるため、あらゆる関係者の方々が協働して流域全体で治水対策を行う流域治水の取組は大変重要であると認識しております。

このため、道では、管理する230の2級水系全てにおいて、流域全体で水害を防止、軽減する対策を取りまとめた流域治水プロジェクトを策定することとしており、昨年度に策定した41水系

のプロジェクトを推進するとともに、残る189水系のプロジェクトの策定に向けて、今年度内をめぐりに流域治水協議会を設置する予定であります。

また、これらのプロジェクトが効果的に推進されるよう、近年の被害状況などを踏まえ、実施する事業箇所や期間について適宜見直しを行うなどして、今後とも、流域のあらゆる関係者の方々と連携を一層強化しながら、水害に強い北海道づくりに取り組んでまいります。

次に、水産業の振興に関し、スマート水産業の推進についてであります。主要魚種の不漁や漁業者の方々の減少、燃油、資材の高騰など、本道漁業を取り巻く環境が厳しさを増す中、海洋データの情報収集はもとより、操業や流通、加工に至る各段階において、ICT等の先端技術を積極的に活用し、水産業の持続的な成長につなげていくことが重要であります。

このため、道では、新たに策定するスマート水産業推進方針に基づき、水中ドローンやデジタル操業日誌などを活用した効果的な資源管理に加え、AI技術を搭載した自動の餌やり機や加工機械の導入といった省コスト化、省力化による生産性の向上を図るとともに、スマート技術に精通した人材を育成するなど、漁業関係者の方々や市町村、試験研究機関、企業との連携の下、本道にふさわしいスマート水産業の実装や普及を図り、豊かで魅力あふれる本道水産業の発展に向け取り組んでまいります。

次に、日本海漁業の振興についてであります。道では、平成26年に策定した日本海漁業振興基本方針に基づき、定置漁業とホタテ養殖を組み合わせた複合経営や、ナマコのブランド化、イワガキやムールガイといった新たな養殖などに支援を行ってきた結果、現在、各地で意欲的な取組が進められております。

道としては、こうした取組を定着、発展させ、海域全体に拡大するため、回遊資源の減少や労働力不足など、当海域の課題に対応した増養殖を柱とする新たな方針を策定することとしたところであります。

今後、この方針に基づき、漁協や市町村などと連携し、増養殖の生産規模の拡大や、ICT等の活用による省コスト化、省力化に加え、流通加工業者との協働による付加価値向上や、マーケットインの発想による販路の開拓といった取組を進め、日本海漁業の振興と漁村の活性化につなげてまいります。

次に、農産物輸送に係る課題への対応についてであります。消費地から遠く、経営規模も大きな本道の農業にとって、2024年4月からトラックドライバーの方々の時間外労働規制が適用されることに伴い、肥料や飼料などの生産資材や生産された農作物の輸送に大きな影響が懸念されることから、物流をめぐる様々な課題に適切に対応していくことが必要であると認識しております。

このため、道では、消費者の皆様に対し、生産や物流のコストを含めた農産物の適正な価格転嫁に対する理解促進に努めるとともに、農業団体等と連携し、積卸し作業の効率化に向けたパレット化をはじめ、共同輸送や中継輸送、さらには、大量輸送が可能な鉄道輸送へのモーダルシフトの推進など、本道農産物の安定的かつ効率的な輸送体制の確保に取り組み、農業経営の安定に

つなげてまいります。

次に、子育て支援に関し、今後の取組についてであります。子ども食堂をはじめとする子どもたちの居場所は、様々な事情を抱えた子どもたちが家庭や学校以外に安心して過ごすことのできる場であることから、その確保は大変重要であります。

このため、道では、これまで、運営費助成や民間企業から提供を受けた寄贈物資のあっせん、コーディネーターの派遣や研修の実施などにより、地域における居場所づくりを支援してきたところであります。

今後とも、未設置市町村に職員が直接出向き、開設に向けて積極的に意見交換を行っていくとともに、国では、令和5年度に、こどもの居場所づくりに関する指針を新たに策定するため、現在、検討委員会で議論を重ね、今年度中に報告書を取りまとめる予定であることから、こうした動きも踏まえながら、全ての子どもが未来に夢や希望を持ち、活力あふれる地域社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

最後に、ワイン産業の支援についてであります。道では、道内ワイン産業を総合的に支援するため、昨年4月、北大を中心とした産学官金で構成する北海道ワインプラットフォームを立ち上げ、ワンストップ相談窓口を設置いたしました。

初年度には、病虫害への対応やブドウ果汁の成分分析依頼、資金調達に向けた相談などが小規模ワイナリーを中心に約30件寄せられ、栽培や醸造、経営のそれぞれに課題を抱えているものと受け止めております。

道としては、本プラットフォームの機能を活用して、こうした各ワイナリーの様々なニーズにきめ細かに対応するとともに、ブドウの栽培技術の向上やワインの品質向上の取組、食とのペアリングを学ぶセミナーの開催、さらには、国内外への積極的なマーケティングなど、各関係機関と連携し、ワインを核とした地域産業の振興に努め、北海道が世界の銘醸地として持続的に発展するよう、ワイン産業の支援に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）流域治水協議会における取組についてであります。道では、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う流域治水の取組を進めるため、河川管理者をはじめ、市町村や農業施設の管理者など、全ての関係者で構成する流域治水協議会を設置しているところであります。

この協議会では、流域全体で水害を防止、軽減する対策を取りまとめた流域治水プロジェクトを策定するとともに、河川整備や農業用水路の排水対策といった各管理者が実施している取組状況などの情報共有を行い、対策の実施時期や進め方について調整を図るなど、定期的にプロジェクトの推進管理を行いながら、地域の状況に応じた対策の充実強化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）農業の振興に関し、小麦や大豆の生産拡大についてであります。ウクライナ情勢や世界的な食料需要の拡大などに伴い、食料の調達リスクが顕在化する中、国では、輸入に大きく依存している小麦や大豆などの生産拡大を推進しておりますが、道内の生産現場からは、輪作体系の維持への懸念や、過年度の生産物がいまだに産地で保管されている実情から、増産への不安の声もあるところです。

道といたしましては、国内で生産できるものはできるだけ国内で自給することが重要と考えており、本道の広大な土地資源のフル活用と適正な輪作体系の確立を基本に、生産拡大に必要な農業機械の導入や、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備をはじめ、製粉業者や豆腐製造業者などの実需者の方々が求める品種の開発と普及、道産小麦へ利用を転換していく「麦チェン」など、生産から加工、流通、消費の各段階での取組を総合的に展開しながら、道産小麦や大豆のサプライチェーンを確保することにより、生産者の皆様が安心して営農できる環境を整備し、我が国の食料安全保障の強化に最大限寄与してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）まず、今後の子育て支援についてであります。国では、現在、子ども政策の強化を図るため、6月の骨太方針に将来的な予算倍増に向けた大枠を示すとしておりますが、妊娠届出件数や出生数の減少傾向が続く中、少子化対策は一刻の猶予も許さない重要な課題と認識をいたしております。

道では、現在、今後の子ども政策の強化を図るため、子どもや子育て当事者の視点に立った企画立案、民間企業など多様な主体との協働、福祉・教育部局間の連携強化を基本に、4月に創設されるこども家庭庁の組織や予算等も踏まえ、業務の集約化など、今後の推進体制について検討を進めているところであります。

道といたしましては、これまで、多子世帯の保育料の無償化など、独自に支援してきたところであり、今後とも、各自治体が地域の実情に応じた特色のある子ども政策を展開していくためにも、国が十分に財源を確保し、新たな地方負担を生じさせないよう強く要請するとともに、各市町村とも連携し、国の動きに対応しながら、子育て支援の充実を図り、道内のどこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めてまいります。

次に、子どもの居場所づくりに関し、これまでの取組成果についてであります。子どもたちが心身ともに健やかに成長していく過程で、信頼できる大人との出会いや地域とのつながりを実感できる子どもの居場所づくりは大変重要な取組であり、道では、開設者同士のネットワークづくりや、新規開設に向けた手引書の活用と個別事例への相談対応、包括連携協定の締結企業から提供された物資の配付や、各振興局で市町村及び地域関係者による連絡会議を開催するなど、地域の取組を支援してきているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響もあり、ここ数年、設置市町村数は微増にとどまっているものの、令和2年度から、コーディネーターの派遣による相談支援や運営者に対する実践的な研修などに取り組んだ結果、子ども食堂や学習支援の場など、子どもの居場所の総数は増加しており、各地域で着実に取組が広がってきているものと考えております。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

○経済部食産業振興監遠藤俊充君（登壇）G I 北海道のワインについてであります。地理的表示制度、いわゆるG Iは、世界的に認知されている制度であり、地域ブランドの確立による差別化や一定の品質が確保されていることによる信頼性の向上など、道産ワインのプロモーションに大変効果的であると認識しております。

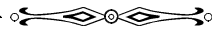
道では、G I 北海道に認定されたワインについて、首都圏の有名百貨店等における試飲会の実施や、シンガポールやバンコクの商談会において認定ワインを世界に売り込むなど、積極的なプロモーションを実施してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、G I 北海道認定のワインがさらに増えるよう制度普及を進め、道産ワイン全体の品質の底上げを図るとともに、上質なワインのあかしでありますG I 北海道を活用した道産ワインのブランド力の向上及び販路拡大に努めてまいります。

○議長小畑保則君 滝口直人君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩



午前10時41分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

須田靖子君。

○77番須田靖子君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ちまして、一言申し上げます。

本日2月24日は、ロシアのウクライナ侵攻から1年となります。

かの地では、多くの国民、市民が殺され、傷つき、悲しみとともに終わりのない戦争の日々が続いております。戦争を終わらせるために私たちにできることは多くはありませんが、今こそみんなで平和に向けた意思を表していきましょう。

では、通告に従いまして、質問します。

まず、ウクライナ侵攻が物価高騰の一因となっていることから、物価高騰と経済対策について伺います。

昨年11月、消費者物価指数の上昇率は、全国が4.0%、道内は4.5%と、全国10地域では最大の上昇率であります。灯油は11%アップ、電気代が12%アップ、食料品は18%アップ、さらに、北海道電力は約35%の値上げを申請しようとしています。

道内住民にとって、生活必需品の値上げは相当な痛手となっております。

反対に、実質賃金は3.8%減となっております。収入は減り、生活費は上昇という状況から、道民から公的な財政支援を求める声が相次いでいます。

物価高騰対策は知事の責務でもあり、どう取り組むのか、伺います。また、公的財政支援を求める声にどう応えるのか、伺います。

道内の主要企業は、食料品や光熱費の高騰に対応するため、インフレ手当と称する特別手当を支給あるいは支給予定としています。金額は3000円から3万円と様々で、14.7%の企業が実施し、今後、広がる可能性が大きいという報道があります。

この企業努力に対し、知事の見解を伺います。

国は、新しい資本主義にふさわしいのは、成長と分配の好循環で持続可能な経済を図ることができるとしています。経済対策に賃上げを掲げ、最低賃金も1000円以上の引上げを掲げています。

今、春闘の真ただ中でもあり、私たちが長年取り組んできた課題でもあります。

知事は、この経済対策をどう取り組んでいくのか、伺います。

続いて、情報通信政策についてです。

ユニバーサルサービスについて、これは、あまねく公平にサービスを受けることができると、電気通信事業法にうたっております。

ユニバーサルサービス料が月々2円徴収されている固定電話に加え、2022年の法改正によって、光ファイバーなどの有線ブロードバンドも対象になっております。事業者の基盤整備を進めると聞いております。

地域に住む方々が超高速通信網を使うことができ初めて、あまねく公平と言えるのではないのでしょうか。

ユニバーサルサービスの対象となっただけで、道内の隅々の地域にまで整備が進んでいない現状に、知事の見解を伺います。

次に、超高速通信網の普及についてですが、道の重点政策に北海道Society5.0の実現がうたわれ、中でも、地域のデジタル化は重要な役割を占めます。

デジタル化には、超高速ブロードバンド環境の整備促進は急務としています。

近年、道内の超高速通信網の普及率は100%に近いと報告があります。しかし、2015年に同様の疑問をしてきておりますが、普及率を市町村単位で表すことから100%に近いのであって、いまだに農村部や地域では低速でのインターネットサービスを強いられている現状に、改善を求める声が多く寄せられています。

前回、地区ごとや世帯ごとに調査すべきとの提案に対し、道は、国が行う調査を情報収集して、地域単位での調査も含め、普及に努めると答弁をしております。

国の調査結果の報告と、どう普及に努めたのか、伺います。

道は、スマート農業や農林水産業など、あらゆる分野のデジタル化を図るとしています。

地域住民の方々が切実に必要としている超高速通信網の普及を早急に取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

続いて、デジタル活用支援についてですが、国は、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を掲げ、スマホに不慣れな高齢者のために、スマホ教室を開催しました。

講習会は、携帯大手会社や地元の情報通信関係企業から市町村に講師派遣をして開催されています。

道内では、6市町村が選定されましたが、新篠津村のみ開催されたと聞きます。ほかの市町村が開催に結びつかないのは、講師に交通費が出ないことや都市部から距離が遠いなど、解決する課題は多く、今、改善の方向で協議されていると聞きます。

しかし、スマホ教室には、マイナンバーカードの取得に関する説明が必須項目になっています。マイナンバーカードの説明に時間を取られ、肝腎のスマホの使い方の説明時間が足りないと聞きます。

誰一人取り残されないデジタル社会の実現の裏に、マイナンバーカードの普及拡大がしっかりしがみついています。

いずれにせよ、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、スマホ教室の取組がしっかり継続して開催されること、そして、これまで以上に多くの市町村で進められる必要がありますが、見解を伺います。

続いて、少子化対策です。

政府が異次元の少子化対策を打ち出し、道も少子化対策と子育て支援を打ち出しています。

少子化対策は、幅広い対策を継続して行う必要があります。就業支援、賃金の向上、働き方改革、結婚の奨励、出産への支援、保育所の整備などなど、同時進行で進めることが求められます。

夫婦が理想とする子どもの数は2.25人、実数である完結出生子ども数は1.90人で、前年より低下をしております。

アンケート調査によりますと、理想の数の子どもを持たない理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという答えが6割近くあります。このことから、家計への支援を最優先で行うことが求められます。

道は、18歳以下の子どもがいる家庭に8000円相当のお米券と牛乳贈答券を支給するとしています。しかし、実効ある少子化対策や子育て支援をするなら、東京都のような毎月現金給付が望ましいと考えます。高額でなくても、毎月、定期的に入ることで、生活に安心感と安定感が生じます。

理想の子どもの数を持てる環境づくりに一番に取り組むことが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

最後に、特殊詐欺対策について伺います。

道内で発生した2022年の特殊詐欺の暫定値は、認知件数308件、被害額12億3970万円であり、

ともに前年比2倍になり、急増しています。この現状をどう捉えているのか、警察本部長に伺います。

特殊詐欺の種類が多様化している中、手口別の発生件数では、おれおれ詐欺が31.2%、架空料金請求詐欺が29.9%、被害者の83.4%が65歳以上の高齢者となっています。

特殊詐欺犯罪の被害撲滅には、高齢者対策は必須と考えますが、見解を伺います。

また、2022年10月に道警察が公表した被害者アンケートの結果によると、被害者をだます手段として犯行の最初に用いるツールは、電話が71.2%を占めています。

私も、先日、区役所の職員を名のる還付金詐欺と思われる電話がありました。最初は信じて対応していましたが、途中から不信感が湧き、詐欺と疑いました。やはり、簡単にだまされることを実感したものです。

このように、だますツールの多くが電話を使うことから、電話対策が必要と考えますが、警察本部長に伺います。

特殊詐欺対策には広報活動が有効ではと考えます。中でも、高齢者にとっては、テレビでの周知活動は最も有効と考えますが、警察本部長に伺います。

詐欺被害防止には行政の協力が必要と、犯罪の専門家が指摘をしています。

警察と行政がタッグを組み、被害に遭う可能性の高い人の情報を共有して、町内会を巻き込んだ対策が有効と考えますが、知事並びに警察本部長に見解を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）須田議員の質問にお答えいたします。

最初に、賃上げなどへの対応についてであります。物価高騰の影響が長期化し、中小・小規模事業者の方々を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが懸念される中、賃上げを着実に促進していくためには、経営の安定を図ることはもとより、経営基盤の強化を後押しすることが重要であります。

このため、道では、引き続き、生産性や収益性の向上に向け、新商品開発や販路拡大への支援のほか、伴走型の経営相談、専門家派遣による中小・小規模事業者の方々の経営体質の強化を図るとともに、働く方々の処遇の改善に取り組む企業への専門家による相談対応など、賃上げをしやすい環境の整備につなげてまいります。

次に、通信環境の整備についてであります。光ファイバーの世帯カバー率は、国の調査によると、令和3年3月末時点では、全国が99.3%、道内は98.6%となっておりますが、一方で、平成30年度に北海道総合通信局が調査した農家世帯における整備率は、面積比で51.7%となっております。

こうしたことから、道では、光ファイバーの整備に向け、これまで、国の支援事業の活用を市町村に働きかけるとともに、道が事務局となった協議会を設立し、財政面も含めた支援を実施することなどにより、昨年の7月には、全市町村が希望する全ての地域でサービスの提供が行われ

たところであります。

今後は、新たに創設されるユニバーサルサービス交付金の活用を事業者に促すほか、全国知事会と連携し、整備に係る支援制度の拡充を引き続き国に対し要望するなど、市町村や関係者の方々とともに、サービス提供地域の拡大に向け取り組んでまいります。

最後に、特殊詐欺への対応についてであります。昨年の道内の特殊詐欺被害は、件数、額ともに前年の2倍を超え、被害者の多くが高齢者の方々であることから、極めて憂慮すべき状況にあると認識をしております。

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づく推進方策において、特殊詐欺の被害防止を重点に位置づけ、道警察と連携して、チラシの配布やSNS、防犯アプリ「ほくとポリス」など、様々な広報媒体を活用し、注意を呼びかけてまいりました。

また、町内会や防犯団体などで構成する安全・安心推進会議をはじめ、関係機関・団体と発生傾向や手口に関する情報を共有し、高齢者の方々といった被害に遭いやすい方への声かけを促すなど、特殊詐欺の被害を防ぐための環境づくりを進めております。

今後とも、道警察や市町村、町内会や防犯団体の方々などと密に連携し、地域が一体となって、特殊詐欺被害の防止に向け取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）物価高騰などへの対応についてであります。エネルギーや原材料などの価格高騰の影響が長期化し、道民の皆様が不安を抱える中、道では、影響を大きく受ける子育て世帯に対しまして、生活に欠かせない米券や牛乳券を配付するほか、妊娠や出生の届出を行った家庭に対し、伴走型の相談支援と計10万円相当の経済的支援を一体的に実施するなど、暮らしの安心に向けた所要の補正予算案を提案し、議決いただいたところでございます。

今後は、これらの事業の迅速な執行に努めますとともに、引き続き、経済対策推進本部を通じて把握いたしました地域の支援ニーズを踏まえながら、市町村や関係機関との密接な連携の下、各般の施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君（登壇）情報通信対策に関し、まず初めに、ユニバーサルサービス制度についてでございます。国においては、昨年の法改正で、光ファイバーなどの有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけ、不採算地域のほか、未整備地域において新規整備した後の維持管理費用を支援する新たな交付金制度を創設することを盛り込んでおり、現在、具体の制度設計を進めております。

道といたしましては、有線ブロードバンドサービス整備後の維持管理費への懸念から、事業者による整備が行われていない条件不利地域においても、新たな交付金制度により今後の整備が進

められるよう、市町村や関係事業者と連携し、その活用を働きかけてまいります。

次に、デジタルデバイド対策についてでございますが、社会全体のデジタル化を進めていくに当たっては、高齢者の方々などをはじめ、全ての方々がデジタル化の恩恵を受けられることが重要でございます。

このため、道では、様々な機会を捉え、市町村に対して、他の地域での好事例の周知や、国の支援事業を活用したスマホ教室の実施に向けた説明会や働きかけを行うとともに、市町村の課題や要望などをお伺いし、国に伝えてきているところでございます。

引き続き、スマホ教室の開催を希望する複数の市町村の取りまとめや事業者との調整を実施することで、より多くの地域でのスマホ教室の展開を図るとともに、携帯電話事業者や国、市町村と連携し、マイナンバーカードを活用した電子申請の手続も含め、スマホの操作が効果的に学べるようなスマホ教室の開催を促すなど、誰一人取り残されないデジタル化の取組が地域の隔たりなく進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）少子化対策に関し、子育て支援施策についてでございますが、現在、国では、経済的支援の強化や保育サービスの充実、働き方改革など、今後の子ども政策の基本的な方向性について検討を進めておりますが、本道においても妊娠届出件数や出生数の減少傾向が続いていることから、少子化対策は一刻の猶予も許さない極めて重要な課題と認識をいたしております。

道では、これまで、継続的な経済的負担の軽減が図られるよう、乳幼児医療費の助成や多子世帯の保育料の無償化など、独自の取組を進めてきておりますが、今後の子ども政策の強化に当たっては、地域で格差が生じることは望ましいことではないと考えており、施策の継続性も考慮しながら、国が十分に財源を確保し、新たな地方負担が生じることのないよう強く要請するとともに、各市町村とも連携し、児童手当を含む経済的支援の強化など、国の動きに呼応しながら、結婚や子育てに関する支援をはじめ、人口減少対策や経済・雇用対策など、幅広い観点から切れ目のない対策に取り組み、安心して子どもを産み育てることができる北海道づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）須田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、令和4年中の特殊詐欺の現状についてでございますが、令和4年中の道内における特殊詐欺の被害は、認知件数については、前年から168件増加の308件、被害額については、前年から約6億4000万円増加の約12億4000万円となったところで、認知件数と被害額は、ともに前年と比べて約2倍となっており、過去最悪に近い状況にあったと認識しております。

令和4年中の傾向としては、親族をかたるおれおれ詐欺の急増や、名義貸しトラブルによる解

決名目を口実とした架空料金請求詐欺の高額被害により、おれおれ詐欺と架空料金請求詐欺の被害は、認知件数については全体の6割、被害額については全体の8割を占めております。

また、本年に入り、特殊詐欺との関連は不明ではありますが、札幌市内を中心に在宅を確認するような不審電話が急増しており、道警察としても非常に警戒しているところであり、犯罪被害防止のための広報とパトロールを行っているところでもあります。

次に、高齢者対策等についてであります。令和4年中、特殊詐欺の被害に遭われた方の8割が65歳以上の高齢者となっているほか、特殊詐欺にだまされた方への犯人からの接触手段として最も多いのが固定電話への電話となっており、特殊詐欺の被害を防止する上で、高齢者対策と固定電話対策は極めて重要であると認識しております。

このため、道警察では、お金を要求するなど不審な電話がかかってきた際、110番することに抵抗がある高齢者が気軽に警察に相談していただけるよう、「詐欺電話がきたら#9110」という警察相談ダイヤルを案内する、分かりやすいキャッチフレーズを用いて周知を図るとともに、道民の方々に高い知名度を有するカーリングチームのロコ・ソラーレをはじめとする著名な方々に被害防止の呼びかけをしていただくなど、高齢者に伝わりやすい広報啓発を推進しているところでもあります。

また、犯人からの電話を直接受けることのないよう、巡回連絡等を通じて、電話防犯機器の周知及び設置の働きかけや留守番電話機能の活用を促すなど、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進し、令和4年中は、2837件の留守番電話設定の補助を行ったほか、自治体に対しては、地域住民が電話防犯機器を購入する際の費用助成制度創設の働きかけを行っているところでもあります。

次に、広報活動についてであります。昨年、道警察が実施いたしました警察活動等に関する道民の意識調査の中で、特殊詐欺に関する情報の入手方法について質問したところ、「テレビ」と回答した方が最も多く、8割を超えており、テレビによる広報効果が高いことが確認されたところでもあります。

このため、道警察では、報道機関に対し、積極的な素材提供を推進することはもとより、特にテレビで取り上げられるよう、犯人からかかってきた電話の音声データの提供を行うなど、放送局が使いやすい情報の提供に努めているところであり、その結果、NHK札幌放送局の御協力をいただき、昨年7月から、被害に遭わないよう注意を促すスポットCMを放送していただいたほか、11月からは、夕方のニュース番組の中で、特殊詐欺専用の情報コーナー「だまされんD O!」を連日放送していただいております。これを見た高齢者の方が被害に遭わずに済んだ事例もあるなど、その効果が確認されたところでもあります。

最後に、関係機関との連携等についてであります。高齢者が特殊詐欺被害に遭わないための対策につきましては、警察のみならず、関係機関・団体、事業者等と連携した取組が重要であると認識しております。

このため、道警察では、毎年5月及び10月に、道や事業者等の関係機関・団体と協働して、犯

罪のない安全で安心な地域づくりに向けた機運の醸成を図るため、安全・安心道民の集いを実施しており、近年は、この中で、特殊詐欺の被害防止を中心とした広報啓発を実施しているところでもあります。

また、警察官が、高齢者の日常生活をサポートする民生委員とともに高齢者宅を訪問し、特殊詐欺をはじめとする高齢者を狙った犯罪の被害防止に関するアドバイスや情報発信を行っているほか、町内会と連携した防犯講話などを実施しているところでもあります。

道警察といたしましては、特殊詐欺の抑止は喫緊の課題と受け止めており、本年は、取締りのための体制を強化し、より多くの検挙を目指すとともに、道をはじめとした関係機関・団体、事業者等と緊密に連携し、被害に遭いやすい高齢者を中心とした抑止対策を強力に推進してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 須田靖子君。

○77番須田靖子君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問と指摘をいたします。

まず、再質問ですが、少子化対策について、実効ある少子化対策や子育て支援をするには、高額ではなくとも、毎月の現金給付が望ましいと考えております。

答弁では、継続的な経済的負担の軽減が図られるよう、乳幼児医療費の助成、多子世帯の保育料の無償化など、独自の取組を挙げておりますが、毎月の現金給付には触れられておりません。

知事の考えの下で進めるよい方向での地域格差は望まれると考えますが、知事の考えを直接伺いたいと思います。

続いて、情報通信政策ですが、超高速通信網の普及率は、農家世帯で51.7%と答弁にありましたが、電話会社も相当頑張って工事を進めていると聞きます。これからも倍速で進めていくよう、国へ要望していただきたいと思います。

また、デジタル活用支援についてですが、私は、1年前に、スマホを、手続きが早いことや安いことで量販店で購入しました。説明書がなく、また、ネットで調べてと言われ、品物を渡されました。自力ではなすすべがなく、携帯ショップに何度も足を運び、ようやくふだん使いができるようになりました。

道議会の周辺には携帯ショップが多数存在しますが、地方はショップが存在しない地域が多くあります。スマホ教室は、地域にとって大変ありがたい存在と考えます。

電話や携帯電話は、災害時には、電気や水道と同様に、生活必需品と言えます。高齢者を含む全ての方々が携帯を思うようにマスターできるよう、スマホ教室の開催が必要です。

ぜひ、国と道は、スマホ教室の継続、拡大を図るよう取り組んでいただきたいと思います。指摘をします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）須田議員の再質問にお答えいたします。

少子化対策についてであります。道では、これまで、継続的な経済的負担の軽減が図られるよう、多子世帯の保育料の無償化など、独自の取組も進めてきており、各市町村でも、子育て支援や移住促進など、様々な観点からの事業効果を期待して、独自施策を展開しております。

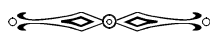
現在、国では、今後の子育て政策の基本的な方向性について、児童手当の在り方も含めた経済的な支援の強化等に関し検討を進めており、道としては、そうした検討状況を注視しながら、国が十分に財源を確保し、財政状況による地域格差が生じないように強く要請するとともに、各市町村とも連携し、結婚や子育てに関する支援をはじめ、人口減少対策など、幅広い観点から切れ目のない対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 須田靖子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午後1時2分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

浅野貴博君。

○15番浅野貴博君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議の浅野貴博でございます。

通告に従いまして、以下、質問させていただきます。

初めに、今後の感染症対策に関し、医療機関への財政支援等について伺います。

コロナ対策を担う道内各地の医療機関に対し、これまで、国から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が交付されてきました。

私の地元の留萌市立病院のように、コロナ専用病棟を設置し、多くの患者を受け入れ、一般入院の制限など、様々なコロナ対応に当たってきた医療機関は、5月8日に感染症法上におけるコロナの位置づけが5類に引き下げられた後、この交付金をはじめとする政府の財政支援がどうなるのか、大きな危惧を抱いていると考えます。

この点も踏まえ、全国知事会において国に対する要望が先般行われたと承知しますが、道は、コロナ対応に当たってきた医療機関への今後の財政支援の在り方について、現在どのような認識を有し、また、国に対する意見を含め、今後どのように対応する考えでいるのか、伺います。

次に、感染症対応に関する道の組織強化について伺います。

本年2月7日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法改正案を決定し、感染症対策の司令塔となる内閣感染症危機管理統括庁を内閣に新設することなどを目指していると承知します。

今後、第2、第3のコロナがやってくることを想定し、コロナ禍初期の対応等を振り返り、

道内各地の保健所の人員増員、保健師の育成を進め、保健福祉部を中心とした組織強化を平時から進めていくべきと考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。

次に、道立病院における体制強化について伺います。

現在、道立病院局では、北海道病院事業改革推進プランの改訂作業を進める中で、感染症対策が可能な医療人材を育成し、感染防護具を確保するなどの方策で、平時から感染症に備える体制を強化する方針を示していると承知します。

私の地元では、感染症指定医療機関として留萌市立病院があり、道立羽幌病院では、もともと入院患者の受入れまでは想定されていませんでした。

今後、各道立病院においてソフト、ハードの両面の対応力を強化することに加え、他の医療機関との連携の在り方についても十分に検討していくことも必要と考えますが、道立病院局は、この点に対し、どのように認識し、今後どのような取組を行うのか、病院事業管理者に伺います。

次に、持続可能な北海道の実現について、各部にわたる課題について伺います。

初めに、J R 廃線後の地域づくりについてであります。

J R 留萌線は、3月31日に留萌－石狩沼田駅間が廃線となることが決まっていることを受け、現在、留萌市においては、留萌駅に隣接する道の駅にアウトドア用品大手のモンベルを誘致し、留萌駅周辺をアウトドアアクティビティの拠点にし、留萌市のみならず、留萌管内への交流人口や関係人口を増やし、道北地域の活性化を図る構想が練られています。

廃線を受け入れた自治体に対し、代替交通となるバス路線の維持拡充に対する支援は当然のことながら、廃線後の地域づくりに対しても、道は積極的に関わり、J R 北海道から十分な支援がなされるよう指導していくことが必要であります。

道は、廃線後の留萌市の地域づくりに対し、どのような認識を有しているのか、何うとともに、具体的にどのような支援を行っていく考えでいるのか、また、道は、廃線を受け入れた自治体における地域づくりに対し、J R 北海道が十分な支援を行うよう、どのように取り組んでいく考えでいるのか、伺います。

次に、食料安全保障について伺います。

農業産出額は全国の約14%、漁業産出額は約17%を占め、高い食料生産力を有する本道の農林水産業や食関連産業は、我が国の食料安全保障を支える上で重要な役割を果たすことが求められます。

しかし、本日で丸1年となるロシアによるウクライナ侵略などの国際情勢の変化や、人口増加や自然災害等を背景にしたリスクの高まりにより、生産者、消費者の双方が、食料の安定供給に対し大きな不安を感じていると考えます。

このことを踏まえ、以下、質問します。

まずは、酪農対策についてです。

既に述べた国内外の情勢に加え、生乳の生産抑制や子牛の販売価格の大暴落も相まり、農業の中でも、特に酪農分野において大量の離農が懸念される事態が生じています。

政府は、離農の状況を早急に調べる意向を示しておりますが、道としては、道内酪農家の離農の現状に加え、まだそれには至っていないものの、近い将来における離農を検討しているなどの潜在的な離農戸数も踏まえ、本道における酪農業の離農の増加についてどのような認識を有しているのか、伺います。

また、酪農家としては、酪農業の基本は生乳を搾ることであり、生産抑制によらない支援策を望む声が強くなります。

生産者からは、政府が国際約束として実行しているカレント・アクセス輸入に関し、現在の苦境においては、その数量を見直すこと、道が実施している草地整備に関する費用も高騰していることから、そのコスト低減を図ること、一層の生乳の消費拡大を進めることなどの措置により、経営支援を道に求める声があります。

道は、眼前の危機を回避するとともに、生産抑制によらない中長期に立った酪農業の経営支援を進めるべきと考えますが、道の今後の取組について伺います。

次に、食料の備蓄に関し、まずは、現状認識について伺います。

食料安全保障の確立には、生産基盤の維持増強に加え、生産したものを備蓄する体制の強化も求められます。

道は、平成23年に発生した東日本大震災を契機とし、今後の大災害等を見据え、平成24年3月に、北海道バックアップ拠点構想と、その関連構想の一つとして北海道食料備蓄基地構想を策定しています。

北海道食料備蓄基地構想では、本道農業の生産・供給力の強化を図るとともに、雪氷冷熱を活用した農産物の効率的な貯蔵を推進するとしており、その後、制定された国の国土強靱化基本法を受け、道も平成27年に北海道強靱化計画を策定しています。

その中で、道産農産物の産地備蓄を推進し、平時と有事の双方における農産物の円滑な供給を推進するとし、さきに述べた二つの構想は、この計画に引き継がれていると承知をいたします。

これらの構想が策定された当時と比較しても、現在は、特に日本海溝・千島海溝の巨大地震発生の可能性が指摘されており、物流の平準化、大規模災害時におけるリスク分散等の観点からは、今なお課題が残されていると考えます。

道として、これらの構想策定の経緯を踏まえ、本道における農産物等の備蓄、物流拠点の現状に対し、どのような認識を有しているのか、伺います。

2月10日に開催された食料・農業・農村基本法の見直しに向けた会議で、国内での増産が推奨されている麦や飼料作物等の国内備蓄の強化が必要との指摘がなされています。

例えば、私の地元の留萌管内は、地震や津波のリスクが比較的低い上に、背後圏域に上川管内や空知管内などの大きな農業生産の産地を抱えており、物流の拠点である留萌港もあります。これらの地理的な利点等を踏まえ、留萌市は、留萌港の中に新たに農産物のストックセンターを整備する構想を練っております。

現在、小麦などの農産物は、多くが道北から遠い太平洋側の各種施設にトラック輸送で運ば

れ、その後、海上輸送で本州などに運ばれていますが、いわゆる2024年問題と言われる働き方改革に伴う輸送トラックの時間規制への対応や、輸送コストの上昇、さらには、大規模災害時のリスク回避も含めると、道は、積極的に留萌港を持つ留萌管内を含めた日本海側における備蓄拠点の整備を行うことを検討するとともに、JAグループや民間実需者に留萌港の活用を含めた日本海側の活用を積極的に働きかけていくべきと考えます。

道の認識と今後の取組について伺います。

次に、適正な価格形成について伺います。

農業生産を持続可能なものとするためには、生産資材の価格高騰などの経営コストの増加を踏まえた最終商品の販売価格への適切な転嫁も必要です。

昨年12月27日に取りまとめられた政府の食料安全保障強化政策大綱の中では、適正な価格形成と国民理解の醸成のため、「生産者・食品事業者・消費者等、国民各層の理解と支持の下、生産・流通コスト等を価格に反映しやすくするための環境の整備を図る。」とされ、食品価格高騰への影響対策として、食品ロスの削減、子ども食堂などフードバンク等への支援等を挙げています。

農産物の適切な価格転嫁及びその影響緩和について、道は、どのような認識を有し、今後どのような取組を行うのか、伺います。

次に、食料安全保障を進める上で最重要作物であり、日本人の主食である米生産について伺います。

一昨年11月から運用見直しが議論されてきた水田活用の直接支払交付金については、連作障害の軽減という観点からも、湛水管理を1か月以上行うなどの5年水張りルールの中身が示されました。

このことに関し、地域によっては、水利権の調整という課題が生じる可能性があると考えます。

私の地元・羽幌町のある生産者は、地元の土地改良区を通じて、道管理河川である羽幌川、築別川において、毎年5月から8月にかけて水利権を得ていますが、他の生産者も同時期に水利権を設定しており、同交付金のルールに従って水張りを行うに当たり、特に令和3年のような干ばつが生じた際に、生産者同士の調整をどうするのか、また、期間の延長が必要となった際にどうすべきか、不安を抱く声が寄せられています。

これらのことに関し、道内の各生産者から道にどのような声が寄せられているのか、また、道として、今後どのようにそれらの声に対応する考えでいるのか、伺います。

次に、本道漁業の振興に関し、ALPS処理水の海洋放出について伺います。

福島第一原発の廃炉を進めるため、避けて通れない課題であるとされ、有識者による検討などを行い、国において海洋放出が現実的と判断をしたALPS処理水に関し、道は、これまで、道内の漁業団体の要請も踏まえ、国に対し、国民や諸外国への説明と理解促進、安全性の確保、風評被害の防止及び影響の抑制を要望するとともに、風評被害が発生した場合には、国の責任にお

いて被害の実態に応じた機動的な対策を講じることなどを求めています。

今春にも実際に放水が行われるとされていますが、放水を直前にしながらも、国が具体的にどのような対応を取るのかが見えてこないことに、多くの漁業者が一層不安を募らせています。

道がこれまで国に求めてきた風評被害を生じさせない取組と、実際に生じた場合の機動的な対策、特に損害賠償の根拠等について、具体的にどのような内容の取組、対策が決められているのか、伺うとともに、それらの説明を、国は、今後、漁業者にどのように行い、不安払拭に努めていく考えでいるのか、また、そうした国の動きに対し、道はどう対応するのか、伺います。

次に、密漁対策について伺います。

新たな密漁対策の一環として、昨年、十勝管内でドローンを活用したアキサケの密漁取締りが試行され、昨年10月と11月には、それぞれ1名ずつ、アキサケ密漁容疑で逮捕されるに至っていると伺っております。

ドローンにより、密漁行為に及んでいる映像を撮影することで有効な物的証拠をつくることができれば、これまで密漁の現場を押さえないと逮捕には至れないという密漁対策の泣きどころを解消することが可能と期待されます。

道として、十勝管内での取組をどう評価し、今後、全道にどのように広めていく考えでいるのか、伺います。

次に、中小企業の賃上げに関し、まず、賃上げの現状に対する認識について伺います。

賃上げが物価上昇に追いついていないとの指摘が多く、この議会の中でもなされていますが、道は、本道における現状をどのように捉えているのか、まず伺います。

中小企業の賃上げを支援する方策として、国は、業務改善助成金や事業再構築補助金等の支援策を講じるとともに、賃上げ促進税制の実施や下請Gメンの増員等の対策を取り、さらには、8年ぶりとなる政労使会議の開催を3月中に実行することを検討していると承知します。

これらの政府の補助金については、採択されたものの提出書類が多く、実際に支給されるまで手間暇と時間がかかり過ぎるという声が私の元にも寄せられております。

道として、政府の各補助金の申請手続が簡素化され、迅速に補助がなされるよう、道内の中小企業の声を政府に伝えるとともに、道内版政労使会議を創設し、道としても、経済界、連合北海道をはじめとする労働組合の声を聞く場を設け、政策に反映させる仕組みをつくり、物価上昇を上回る賃上げが実現し、安心して働くことができる社会づくりに取り組むべきと考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。

次に、離島振興に関し、離島における医師確保について伺います。

コロナの5類引下げによる経済効果は約1.4兆円とされており、特に、観光面でこれまで抑えられてきた需要が喚起され、特に、本道の離島は観光振興の大きな切り口となることが期待されますが、医師の確保や交通手段の充実等、離島の課題も残されています。

医療法第5条の2第1項に基づいて厚生労働省が設定した制度に、医師少数区域経験認定医師制度があります。

これは、医師が少ない僻地等の区域で6か月間勤務した医師を厚労省が認定し、将来のキャリア形成を後押しする制度であります。本道においてどのような地域が対象となっているのか、伺います。

また、道内の離島の中では、利尻島、礼文島は対象地域となっているものの、私の地元の天売島、焼尻島は対象となっておりません。

離島における医師の確保は、常に地域にとって大きな悩みであり、医師確保を進める方策として、同制度の対象区域に天売・焼尻島も含まれるべきと考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。

最後に、未来を担う人材育成について伺います。

初めに、建設業の担い手の育成についてであります。

積雪寒冷の地域特性を有する本道において、特に、冬期間における本道の社会経済活動を維持する上で欠かせない除排雪は、その多くが民間の建設会社により担われていますが、建設業における就業者は、高齢化が進む一方で、若い人の入職が進んでおらず、多くの企業が人材の確保育成に困難を感じています。

それを打開する方法として、働き方改革の推進などにより、若者が働きやすい環境づくりに官民を挙げて取り組んでいるところではありますが、建設業に入職するための建設技術習得の教育の場が減少していることが、若者の入職が増加しない大きな理由となっていると考えます。

この観点から、本年1月、北海道建設業協会は、道教委に対し、工業高校はもとより、普通高校でも総合産業学科を創設し、その中に、土木コース、建築コース、機械コースなどを設定し、若者がより建設技術を習得しやすい環境づくりを行うよう、要望を行っています。

道教委は、建設業における若者の入職状況についてどのような認識を有しているのか、伺うとともに、北海道建設業協会の要望にあるように、高校段階で建設技術が習得できる環境づくりに向けて、今後どのように取り組むのか、伺います。

また、建設会社によっては、普通高校などを卒業し、入職前に建設技術習得の機会を得られなかった新入社員に対し、企業が費用を負担して専門学校などに通わせている事例もあると承知します。

少なくない費用をかけて人材の育成確保に尽力している企業に対し、発注者側としても、配慮、支援する仕組みが必要であると考えますが、道の認識について伺います。

次に、G I G Aスクール構想について伺います。

令和4年度からの高等学校における新しい学習指導要領の実施に合わせ、G I G Aスクール構想に基づき、全道の道立学校において1人1台端末の環境整備が進められています。

その整備に際しては、個人負担を基本としつつ、費用捻出が厳しい家庭においては、道教委からの端末貸付けがなされていると承知しますが、中には、所在自治体が公費で整備する等の補助を行っているところも散見され、取組の現状は異なっております。

デジタル社会を生きる子どもたちにとって、P C端末は、学習に欠かせない鉛筆やノートと並

ぶマストアイテムであり、教育格差をなくすというGIGAスクール構想の理念に鑑みても、道費負担によりPC端末整備を進めるべきと考えます。

このことに対する道教委の認識を伺います。

最後に、地域連携校について伺います。

平成30年に策定され、私の地元の苫前商業高校が指定を受けている地域連携特例校の導入を決めた、これからの高校づくりに関する指針に関し、道教委は、このたび、改定版の案を示しました。

その中で、再編整備の留保の取扱いについて、道教委が主体となって高校の魅力化や入学者確保に取り組む集中取組期間を設けること、また、その期限については、地域によって事情が異なるため、一律の決定はしないことなどの内容が決められていると承知します。

道教委は、道内の地域連携校に対し、所在市町村とどのように連携し、学校の維持発展に取り組んでいく考えているのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）浅野議員の質問にお答えいたします。

最初に、医療機関への支援についてであります。国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針において、入院や外来の取扱いについては、幅広い医療機関でコロナ患者の方々が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ、段階的な移行を目指すとしている中、診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱いなどについては、3月上旬をめどに具体的な方針を示す予定としております。

道では、5類感染症への移行に際しては、医療現場に混乱を招くことなく、円滑に移行していくことが重要との考えの下、全国知事会と連携し、具体的な検討内容の早期提示や国費による財政支援の継続などを国に求めているところであります。

引き続き、国の動向を注視しつつ、機会あるごとに、コロナ患者の方々の受入れに係る診療報酬の充実などを国に働きかけながら、道民の皆様が安心して医療を受けられるよう、地域の医療機関に対する必要な支援に取り組んでまいります。

次に、廃線後の地域支援についてであります。JR留萌本線の廃止が決定した中で、留萌市においては、本格的なアウトドア観光を軸とした稼ぐ観光へのシフトを見据え、かねてから、JR留萌駅に隣接する道の駅るもいを新たな誘客のシンボルと位置づけ、民間事業者の方々と連携し、アウトドアを核とした観光推進拠点施設の整備などについて検討を進めているものと承知しております。

道としては、こうした地域の特色や資源を最大限活用した取組は、交流人口の増加や新たな産業の創出などにつながるものと考えており、引き続き、地域づくりを広域的に支える振興局が、留萌市をはじめ、地域が抱える課題やニーズなどについてきめ細かくお伺いをしながら、活力ある地域づくりに向けた取組を積極的に支援してまいります。

また、このたびの鉄道事業廃止に伴い、地域では、通院や通学をはじめとする利用者の利便性のほか、速達性にも配慮した代替交通の協議が進められているところではありますが、道では、こうした新たな交通体系の構築に伴う支援のみならず、廃線後のまちづくりに当たり、沿線地域が駅舎や跡地の利活用を求める場合には、真摯に対応するようJR北海道に求めるとともに、引き続き、地域における検討協議の場に参画をし、必要な情報提供や助言を行いながら、地域の実情を踏まえた持続的な地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

次に、酪農対策についてであります。本道の酪農は、我が国の生乳生産量の約6割を占め、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしておりますが、配合飼料価格の高止まりに加え、生乳の需給緩和に伴う生産抑制や牛の個体販売価格の下落など、先行きの不安を理由に、例年以上の離農が懸念されているところでもあります。

道としては、酪農家の皆様が安心して生産できる環境を整えることが何よりも重要でありますことから、国に対し、脱脂粉乳の円滑な在庫対策を求めるとともに、輸入品からの置き換えによる道産チーズのシェア拡大、牛乳・乳製品の輸出促進や消費拡大により、生乳需給の回復、拡大を目指すほか、草地整備等のコスト低減を進め、良質な自給飼料の生産拡大を促進することにより、本道の基幹産業である酪農経営の安定を図り、酪農家の皆様が将来にわたって意欲を持って経営を続けていけるよう取り組んでまいります。

次に、農産物の適正な価格形成についてであります。本道農業は、大規模で専門的な経営が展開されており、今後とも全国の消費者の皆さんに農産物を安定的に供給していくためには、再生産が可能となるよう、生産コストが適正に価格に反映されることが重要と認識をしています。

このため、道では、国に対して、生産や流通コストが適正に販売価格に反映される仕組みの構築や、農産物の価格転嫁に対する国民理解の醸成について、政策提案を実施しているところであり、現在、国においても、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討の中で、有識者の方々などから様々な意見を聴取していると承知しております。

道といたしましては、今後とも、地産地消や食品ロスの削減など、食育の推進を通じ、道産農産物の需要拡大と適正な価格形成に向けた国民理解の醸成に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の処分についてであります。国では、処理水の処分に関する行動計画に基づき、風評被害を生じさせないため、モニタリング結果の情報発信や、メディアを活用した全国での理解醸成などに取り組むとともに、万が一の風評に伴う需要減少に対応するための基金の造成などに取り組んでいるほか、風評被害が発生した場合の賠償基準については、東京電力が昨年12月に賠償の対象や損害額の算定方法などを公表したところでもあります。

今後、国は、安全確保や風評対策を確実に実施するとともに、その内容について、繰り返し、説明、対話を重ねるなど、理解醸成に努めるとしており、道としては、国の責任において、漁業者はもとより、広く国民の皆様に対し、丁寧で分かりやすい説明を行うよう、引き続き求めてまいります。

最後に、賃上げに向けた取組についてであります。中小・小規模事業者の方々を取り巻く経

営環境が一層厳しくなることが懸念される中、賃上げを着実に促進していくためには、経営の安定を図ることはもとより、売上げ増加や生産性の向上を支援し、経営基盤の強化を後押しすることが重要であります。

このため、道では、国に対し、ものづくり補助金や事業再構築補助金等について、より多くの事業者の方々が利用しやすいよう、手続の簡素化や迅速化といった柔軟な対応を要望してきたところであります。

また、国は、意見交換の場として政労使会議を設置しておりますが、道としては、商工業振興審議会や労働審議会を活用し、構成員となっている経済団体や労働関係団体の方々から幅広く御意見を伺いながら、道内の中小・小規模事業者の方々の生産性と収益性の向上に向け、国の施策の活用も図りつつ、伴走型の経営相談や専門家派遣による支援などを通じ、賃上げしやすい環境の整備につなげてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君。

○保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監佐賀井祐一君（登壇）今後の感染症対策に関し、感染症への対応等についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、この3年間、国の基本的対処方針の下、保健所や衛生研究所の体制を強化しながら、行政検査や積極的疫学調査などを通じた感染者の早期探知等のもとより、病床や診療・検査医療機関の確保に努めますとともに、宿泊療養施設や自宅療養体制の整備、ワクチン接種の促進や療養支援体制の構築など、本道の広域性や地域の実情に鑑みた様々な対策に取り組んできたところでありまして、こうした取組につきましては、その節目節目で有識者や専門家の方々などに御意見を伺うなどしつつ、その後の対策に生かしてきたところでございます。

こうした中、国では、この感染症への対応に関し、あらかじめ医療機関との協力を担保する措置や、保健所業務が逼迫した際の関係機関との役割分担などの課題が示されておりまして、国民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症の発生などに備えるため、昨年末に感染症法を一部改正したところでございまして、道といたしましても、平時からの備えが重要との認識の下、病床や発熱外来等の確保に関する医療機関との協定締結に加え、保健所の体制整備や人材育成なども盛り込んだ、次の感染症予防計画を策定することとしているところでございます。

道といたしましては、今後の国の動向を注視しつつ、保健所設置市や医師会等の関係団体などで構成する協議の場なども活用するなどいたしまして、一層、地域との連携を深めながら、全道一丸となった感染症危機管理対策の推進に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）初めに、食料安全保障に関し、食料備蓄などについてであります

が、国際情勢の変化や多発する自然災害などにより食料調達のリスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である本道が、全国の消費者の皆様へ安定的に食料を生産、供給することは、食料安全保障の強化に寄与するものと認識しております。

道内では、全道の各産地に、農業団体が、冬の冷気を有効に活用した、米や小麦、バレイショ、タマネギなどの大規模な農産物の集出荷貯蔵施設を整備しているほか、近年、民間においても冷凍・冷蔵施設の充実に取り組んでおり、大規模災害時において当該食料を円滑に供給していくためには、輸送手段やルートなどを事前に想定しておくことが重要と考えております。

次に、日本海側の活用についてですが、道では、これまでも、地域の意向や要望を踏まえ、雪氷冷熱を活用した米などの農産物の長期貯蔵や、小麦や大豆の安定供給に向けた集出荷貯蔵施設の整備などを進めてきたところであり、今後とも、地域の生産量や集荷範囲に応じ、1年を通じて安定的かつ効率的に供給する体制を構築することが、産地の生産力と競争力を高めるとともに、我が国の食料安全保障の強化につながるものと認識しております。

このような中、道といたしましては、留萌港について、旭川を中心とする上川や空知管内の産業や生活物資の流通拠点として重要な役割を果たしていると考えており、今後とも、地域からの要望を踏まえるとともに、農業団体とも連携しながら、穀類の広域流通拠点施設の整備を支援するなど、食料の安定供給の確保に取り組んでまいります。

最後に、水田活用の直接支払交付金についてですが、本交付金の受給要件として、水稻の作付を行わない場合は、5年に1度、1か月以上、水田に水がたまることを確認することとされたところであり、生産者や地域の関係団体からは、生産者ごとに営農用水を利用する順番や、土地改良区ごとに水の利用できる期間の調整などが大変といった声があると承知しております。

道としましては、田と畑の輪換や畑地化など、地域における産地形成の在り方に加え、各生産者の輪作体系を踏まえ、水田に水をためる順番や時期について、地域において十分検討いただくことが重要と考えており、庁内関係部局はもとより、関係機関や団体と連携し、生産者の皆様の持つ不安が払拭されるよう、今後、具体的に協議を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）ドローンを活用した密漁対策についてであります。近年、密漁事案は、組織的で悪質・巧妙化しており、特に、河川でのアキサケや沿岸域でのナマコの密漁は、見通しが悪く、監視が困難な場所で行われているため、道では、ドローンを活用した取締りを試行的に実施しているところでございます。

昨年の十勝川での事案では、道の漁業取締船の船員がドローンにより密漁行為を確認し、共同で捜査していた道警による逮捕につながったものであり、密漁対策として有効な手段であると考えております。

このため、道では、こうした取締りを全道に拡大するため、様々な現場条件を想定した効果や課題などを検討するとともに、職員の操縦技術の向上に向け、法制度など必要な知識を習得する

講習会への参加や飛行訓練を重ねるほか、取締り関係機関との連携を強化し、密漁対策がより効果的なものとなるよう取り組んでまいります。

○副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）道内における賃金水準についてであります。厚労省が公表した令和4年11月の毎月勤労統計地方調査では、道内の従業員5人以上の事業所において、名目賃金は、前年同月比でプラス2.1%となったものの、物価変動の影響を取り除いて算出される実質賃金につきましては、前年同月比でマイナス3.0%と、10か月連続でマイナスとなっております。

エネルギーや原材料価格の高騰が長期化する中、事業者の方々を取り巻く経営環境は依然として厳しく、道といたしましては、賃金が物価上昇に追いついていない状況にあるものと認識しております。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 保健福祉部長京谷栄一君。

○保健福祉部長京谷栄一君（登壇）離島における医師の確保についてでございますが、医師少数区域経験認定医師制度が適用される地域は、医師確保計画の策定の際に用いる医師偏在指標が全国の下位3分の1に該当する2次医療圏などとされておりまして、本道では、宗谷、北渡島檜山、根室などの10圏域となっているところでございます。

こうした中、天売島及び焼尻島内には、唯一の医療機関として道立診療所を設置しており、今後も継続的に医師を確保することに加えまして、ドクターヘリや遠隔医療システムを活用した圏域内外の医療機関との連携の促進が重要と考えており、令和6年度からの次期医師確保計画の策定に向けた医師偏在指標の見直しを含む国の検討の動向も踏まえ、医師の少ない地域における効果的な医師確保方策についての要望を行うなどしながら、道内のどこに住んでいても必要な医療が受けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）未来を担う人材育成に関し、建設産業の担い手の確保育成への支援についてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、依然として厳しい状況が続いており、地域の安全、安心や経済、雇用などを支える建設産業が担う重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されるところであります。

このため、道では、これまで、建設業団体が実施する普通科高校等への出前講座に対して支援を行ってきたほか、入札参加資格審査や総合評価落札方式による入札において、若手を積極的に採用している企業を加点評価するなど、担い手の確保育成の取組を支援してきたところであります。

また、昨年実施したアンケート調査におきまして、各企業が、国家資格等の取得に向け、社員を専門学校に就学させるほか、入社後の奨学金返済への支援や資格取得者への手当支給といった人材育成に向けた各企業の取組を把握したところであります。

道といたしましては、こうした各企業の取組状況を踏まえ、新年度から奨学金の返済支援を行う企業を新たに加点評価の対象とすることとしており、引き続き、教育機関や関係団体との連携を図りながら、建設産業の担い手の確保育成に向けた支援の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）浅野議員の御質問にお答えをいたします。

今後の感染症対策に関し、道立病院における他の医療機関との連携等についてであります。各道立病院では、これまで、北海道病院事業改革推進プランに基づき、発熱外来の設置や感染症患者の受入れを行うなど、各道立病院の役割や機能に応じて、必要な医療提供体制を確保してきたところであります。今後も、保健所をはじめ、他の医療機関等と連携を図りながら、新興感染症へ対応することが重要と認識しております。

このため、道立病院局といたしましては、必要な感染防護具の備蓄や感染管理認定看護師等の配置など、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組を進めるとともに、今後、国から示される新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う医療提供体制の具体的な方針を踏まえながら、保健所や他の医療機関等の関係機関と一層の連携を図り、新興感染症への対応に万全を期してまいります。

○副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）浅野議員の御質問にお答えをいたします。

未来を担う人材育成に関しまして、まず、建設業の担い手の育成についてであります。新規高等学校卒業生に対する建設業の道内求人数は増加傾向にある一方で、就職者数が減少傾向にあり、建設業における担い手の育成は重要な課題であると認識をいたしております。

このため、道教委では、建設に関する学科を設置する専門高校において、専門的な資格の取得や競技会への出場を通して、建設業界で必要となる高度な知識や技術を生徒に身につけさせるようにするとともに、北海道開発局や地域の企業等と連携をし、出前授業やインターンシップなど、実践的な学びの機会を提供するほか、高校の進路指導担当教員を対象とした会議において、北海道建設業協会の方から業務内容に係る講話をいただくなど、建設業の人材育成に向けた取組などについて周知をし、生徒への就職相談の充実に努めてまいりました。

道教委といたしましては、時代の変化に対応した専門高校における学科の在り方について引き続き検討をするとともに、北海道建設業協会など関係機関の皆様と連携をし、専門高校以外の生徒を対象としたインターンシップや、中学校、高校の生徒や教員、保護者の皆様を対象とした現場見学会を実施するなど、建設業に対する理解を広め、本道における建設業の担い手の確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、高校における端末の費用負担についてであります。道教委では、個人が所有し使用する教科書や電子辞書などの教材に係る経費は、これまでも保護者の方々の御理解を得ながら私費負担としており、端末についても、これらの教材と同様に、私費負担を基本としておりますが、

このたびの端末の購入に当たり、様々な事情により、その用意が困難な生徒に対し、今年度は1月末現在で約1000台を貸与するなど、きめ細かな対応を行っております。

道教委といたしましては、端末の準備に当たっては、個別に丁寧に対応するとともに、生徒が1人1台端末を活用した個別最適な学びや協働的な学びを継続することができるよう、国に対し、端末整備を含めたICT環境に必要な恒久的な財政措置を今後も強く求めてまいります。

最後に、地域連携校における取組についてであります。これからの高校づくりに関する指針の改定案でお示しをいたしました地域連携校に関わる集中取組期間におきましては、地域の教育資源を積極的に活用した特色ある教育課程の編成や、遠隔授業により、生徒の興味、関心、進路選択や習熟度に応じた質の高い授業を提供するなど、教育活動の充実に取り組むことといたしております。

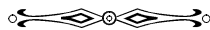
また、高校存続に向けて地域に設置をされている協議会等に道教委が積極的に参画し、地域の皆様と連携して高校の魅力化を図る様々な方策を検討するとともに、幅広い入学者の確保につながるよう、多様な進路希望等に対応した学びを保障するなど、計画的に施策を推進しながら、地域連携校における特色と魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 浅野貴博君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩



午後1時54分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

三津丈夫君。

○79番三津丈夫君（登壇・拍手）（発言する者あり）お疲れさまです。

この壇上から質問するのが恐らく最後になるというふうに思います。長い間、本当に皆さんにはお世話になりました、ありがとうございます。

知事もいよいよ選挙戦が始まるようですから、街頭でお会いすることもあるかとは思いますが、けれども、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、幾つかの問題について、簡潔にお尋ねをしたいと思ひます。

横路元知事がお亡くなりになりました。誠に残念でなりません。私も、長い間、一緒に活動をさせていただきましたし、堀元知事とも活動をしてきました。

横路さんは、一村一品運動を提唱し、全道に呼びかけ、一定の成果を上げてきて、その財産は、今なお生き続けていると思ひます。

堀さんは、「時のアセス」として事業の見直しを行いましたし、核抜き条例の制定を行うなど、特色がありました。

高橋さんは、誰も求めなかった支庁制度改革を強引に推し進めました。そのときには、自民党の皆さんや市町村首長の大きな反発を買いました。その後の反省は、今後、幾つか整理をしていかなきゃならない課題だと思います。

さて、鈴木知事の4年間の思いを率直にお聞きしたいと思うのでありますが、知事の公約のスタートは、あらゆるピンチをチャンスにといったモットーでした。徹底した道民目線、道民第一の姿勢を掲げたのであります。

しかし、これまでの任期中に対応してきた政策、例えば、統合型リゾート——カジノです。JR路線維持問題——夕張は、いち早く廃線いたしました。原子力に関する様々な問題——原発再稼働、深地層計画、核ごみ最終処分場など、そして、新型コロナウイルス感染症対策など、重要課題のそれぞれについて、モットーとして示してきた政治姿勢に疑問符のつく対応がしばしば繰り返されてきました。

結果として、4年任期の大部分を占める新型コロナの拡大、長期化による医療や社会経済への対応、大規模自然災害の脅威への備え、物価、資材、燃油などの高騰対策、北海道の基幹産業である第1次産業の持続可能性への懸念や脅威等々、ピンチは依然としてピンチなのであります。

知事の言う、活力のあふれる北海道、躍進する北海道——知事公約なのでありますが、その姿、先行きも含め、現状、感じ取ることは極めて困難であると言わざるを得ません。

4年間の検証を行い、結果として立起表明したと思うのでありますが、今、私が申し上げたことに対して、知事の答弁を求めます。

財政について少し触れたいと思います。

日銀の総裁が替わるようであります。日銀の総裁の交代によって、金融政策の変更、とりわけ、これまで、道を含めて、地方財政の改善に一定程度寄与してきた低金利政策が見直されることも想定されます。

従前どおりの財政運営を安穩と続けるだけでは、早晚、立ち行かなくなることも考えられることから、知事は、こうした金利情勢の変化への準備や覚悟を持って、新しい発想で財政運営に当たるべきではないでしょうか。

このような変化の波の中で、知事は、金融政策の変更にどのように備え、財政健全化の取組を今後どのように進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

以下、個別の課題について、簡潔にお尋ねしてまいります。

一つは、限界集落の問題です。

令和3年度に道が実施した集落实態調査によると、道内集落3638か所のうち、人口100人未満の小規模集落が2160か所、また、65歳以上人口が5割以上の高齢化集落については1190か所に上っております。

集落の小規模化や高齢化が進行し、買物や生活交通などにも影響が及ぶ、いわゆる限界集落も増加しているものと思われます。

これまで、それぞれの市町村において、人口減少問題対策として、移住や子育て、教育などと

ともに、地域に暮らす方々の生活を守るため、集落対策にも取り組んできておりますが、個別の市町村の取組だけではなくて、道が先頭になって、オール北海道で集落対策に取り組んでいくことが必要だというふうに私は思います。

道としてのこれまでの取組の経過、そして、今後の対応について伺います。

次に、移住の促進についてお尋ねいたします。

コロナ禍において、人々の意識やテレワークの進展をはじめとする働き方の変化により、首都圏在住者の地方移住への関心も年々高まっております。

雄大な自然環境、安全、安心で豊かな食をはじめ、多くの人を魅了する資源あふれる北海道にとって、まさに、人を呼び込み、移住を促進していくチャンスです。

それぞれの市町村で、情報発信や移住体験など、工夫を凝らしながら移住促進に力を入れていますが、道が積極的に動かない限り、地域の移住はなかなか促進されないというふうに思います。

道が、市町村の取組をより積極的に支援し、北海道全体の移住、定住の促進に取り組んでいくことが何よりも重要と考えます。

例えば、知事が肝煎りのほっかいどう応援団会議も含め、地元縁のある道外の方々に地域の魅力を発信してもらうような手法があってもいいのではないのでしょうか。

道として、移住促進に向けて、さらに北海道全体での地方関心層に向けたメッセージ力、発信力をアップしていくことが必要ではないかというふうに思いますが、これまでの取組、知事としての今後の所見をお伺いいたします。

次に、北海道の主要産業の問題であります。

それぞれからいろいろお話があつて、恐らくお答えも同じような答えかも知れませんが、あえて私からもお尋ねをさせていただきます。

農業、林業、水産業の第1次産業こそが主要産業であることは、誰の目から見ても間違いありません。また、第1次産業が元気でなければ、地方も元気になりません。それだけ、北海道における第1次産業は、重要な地位を占めております。

農業については、食料安全保障が叫ばれている今こそ、広大な耕地面積を有する北海道には、その役割が期待されているし、北海道こそが、その期待に応えることができる地域であります。

全国一の食料自給率を誇り、我が国最大の食料供給地域である本道農業を、知事は、将来に向けてどのように導いていこうとしているのか、所見を伺います。

林業です。

地球温暖化防止や災害防止を目的として、森林整備を進めるために必要となる財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されています。

林業の生産活動の土台づくりのためにも、森林整備をしっかりと進めていくとともに、担い手を確保していくことが重要であります。

森林環境譲与税を有効に活用していくべきと考えますが、市町村への譲与額については、私有

林の人工林面積や林業就業者数、人口を基準に配分されており、森林が少なく人口の多い首都圏の自治体に対しても、多額の譲与が行われています。

このため、整備が必要な森林を多く抱える市町村にしっかりと森林環境譲与税が譲与され、森林整備への活用が一層促進されるよう、配分の見直しについて国に要望するほか、市町村の取組に対し、積極的に支援する必要があると考えますが、所見を伺います。

水産業です。

北海道は、四方を海に囲まれ、太平洋、日本海、オホーツク海の三つの海において、長い海岸線に沿って漁業を基幹産業とする漁村が発展し、沿岸から沖合まで様々な漁業が営まれており、昨年の道内の生産状況は、速報値として、116万トン、3182億円の漁業生産となるなど、漁業は本道の主要産業であることは論をまちません。

中でも、多くの漁業者が着業している沿岸漁業については、近年、アキサケの不漁による漁業生産の低迷に加え、赤潮によるウニやサクラマスなどへの被害、さらには、原油価格の高騰など、その経営は厳しさを増しており、経営の悪化や担い手不足による水産業や漁村の活力低下が懸念されています。

沿岸漁業が今後も発展していくことは、本道水産業の振興において極めて重要と考えますが、どのように取り組むのか、所見を伺います。

最後に、空港民営化のことではありますが、令和2年6月に道内7空港の運営事業を北海道エアポート——HAPに一括民間委託してから、間もなく3年が経過します。

本事業については、運営開始直後に見舞われた新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、国内線は大幅に減便、国際線は長きにわたり運休するなど、甚大な影響を受けましたが、ここに来て、国内線はコロナ禍前の9割程度までに回復し、国際線は水際措置が大幅に緩和されるなど、今後、失われた航空需要が本格的に回復することが期待されております。

民間委託前の道内7空港の収支の考え方として、黒字の空港の収益は、赤字の空港に補填できないと当時の約束事として承知をしておりますが、私の地元であるとかち帯広空港など、新千歳空港ほど収益の高くない空港については、HAPの経営判断により、事業の継続が困難となることを心配しております。

HAPによる空港運営が開始されて以降、道内7空港の一括民間委託によるスケールメリットについて、道は、どのように考え、どう取り組んでいくのか、伺います。

次に、民間委託を選択しなかった道管理空港です。

道が管理する空港のうち、民間委託を選択しなかった空港については、毎年公表される空港別収支試算結果を見る限り、いずれの空港も赤字で、今後、空港として維持できるのか、危惧しているところです。

民間委託前の一般質問において、空港管理者としての道が引き続き維持管理するとの答弁をいただいているところですが、将来の安定的な運営に向けてどのように対応していくのか、その考えを伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問といたします。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）三津議員の質問にお答えいたします。

最初に、これまでの道政運営についてであります。私は、知事就任以来、活力あふれる北海道の未来の実現に向け、道民の皆様への命と暮らしを守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染症への対応においては、医療提供体制の確保などに取り組んでまいりました。

また、物価高騰などの状況を踏まえ、機動的に緊急経済対策を行ってきたほか、災害に強い地域づくりの推進や農林水産業の生産基盤の強化、さらには、本道の強みである食や観光の振興を図り、2022年の道産食品の輸出額は、目標の1500億円を達成する見込みとなったところであります。

加えて、ほっかいどう応援団会議の取組では、道内外の600を超える企業、団体の方々や、1万3000人を超える個人の皆様に御参加いただくとともに、ふるさと納税では、3年連続で全国1位を達成するなど、道内外から多くの力強い応援をいただいたほか、ゼロカーボン北海道やデジタル化の推進など、社会変革の動きを捉えた取組を着実に推進してまいりました。

国際情勢の変化や物価高騰など、道民の皆様への暮らしに大きな影響が及ぶ中、私としては、引き続き、北海道の未来を見据えた取組を進めていく必要があると考えており、北海道が直面している様々な困難に立ち向かい、道民の皆様への命と健康、暮らしを守り抜くとともに、本道の確かな未来をつくっていくため、道民の皆様とともに北海道を前へ進めてまいる決意であります。

次に、移住促進の取組についてであります。広大な本道において、各地域は様々な特性を有しており、移住、定住の促進に向けては、生活環境や暮らし、仕事などに関する情報と併せて、それぞれの地域の魅力が移住関心層に伝わるよう、効果的に発信していくことが重要であります。

このため、道としては、ポータルサイトでの一元的な情報発信をはじめ、市町村職員を対象とした発信力強化に向けた研修の実施、首都圏における北海道ゆかりの方々も交えた交流イベントの開催、移住フェアでの道内の市町村の移住支援内容の紹介など、ほっかいどう応援団会議の参加企業にも御協力いただきながら、北海道暮らしの魅力を積極的にアピールしてきたところであります。

今後とも、北海道を応援してくださる皆様をはじめ、市町村や関係団体、民間企業の方々との一層の連携の下、移住に関心を持つ方々の多様なニーズを的確に把握しながら、コロナ禍で再認識された北海道の価値を時期を逸することなく、さらに発信し、道内に向かう人々の流れをより確かなものにしてまいります。

次に、北海道の主要産業に関し、まず、本道農業の振興についてであります。本道の農業は、食品産業や観光業など幅広い産業と深く結びつき、地域の基幹産業として、雇用の確保や経済の発展に重要な役割を果たしており、十勝の農業は、畑作と酪農、畜産を主体に3500億円以上

の産出額を上げ、安全、安心な農産物は、製糖業や乳業工場などの基礎となつているとともに、十勝ブランドとして国内外から高い評価を得ております。

私としては、道内の市町村の多くは、1次産業を基盤として、工業や商業など、地域の経済が循環していると考えており、将来に向けて、次の世代を担う農業者の方々を育成確保し、農地をフルに活用することにより、農業生産を拡大し、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与しながら、持続的に発展する力強い本道農業・農村を確立してまいります。

次に、沿岸漁業の振興についてであります。本道では、多くの漁業者が沿岸漁業を営み、アキサケやホタテガイ、昆布など、多種多様な魚種を漁獲しておりますが、近年、海洋環境の変化による資源の減少や赤潮被害の発生、漁業者の減少、高齢化など、沿岸漁業を取り巻く環境は厳しさを増していると認識しております。

このため、道としては、生存力に優れたアキサケ稚魚の育成、放流や、波浪等の影響を受けにくいホタテガイの増養殖の推進、赤潮被害からの計画的な生産の回復に取り組むほか、ICT等を活用したスマート水産業により、省コスト化、省力化を図る取組を展開するとともに、地域と連携して新規就業者の方々の受入れ体制づくりを進めるなど、海域特性に応じた栽培漁業の推進や、生産性、収益性の向上といった各般の施策を総合的に進め、沿岸漁業の生産回復と安定に向け取り組んでまいります。

最後に、空港の民間委託についてであります。道内7空港の一括民間委託は、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ効率的な空港経営の実現に寄与するとともに、複数空港の連携による航空ネットワークの充実強化や広域観光の振興など、本道経済の活性化につながるものと認識しています。

道では、こうした民間委託の効果が着実に発揮されるよう、北海道エアポートや空港所在自治体とも連携をしながら、コロナ禍で失われた航空需要の早期回復に向けた取組や、海外の航空会社に対する国際線再開の働きかけなどを行ってまいりました。

道としては、引き続き、北海道エアポートなど、多様な主体と連携をしながら、地域と一体となった戦略的な空港間連携を進めるなど、将来にわたり北海道の航空ネットワークを持続的に発展させていくという北海道航空ネットワークビジョンの実現に向けて、各般の施策に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）今後の財政運営についてであります。日本銀行が10年物国債の金利変動幅をプラス・マイナス0.5%程度に拡大した影響により、令和4年12月以降、道や他都府県が発行した地方債の金利に上昇傾向が見られるところでございます。

日本銀行による今後の金融政策運営が地方債市場に与える影響を見通すことは困難であります。引き続き、金利の動向を慎重に見極めていく必要があると考えているところでございます。

もとより、道財政は、依然として厳しい状況が続くと想定されることから、道債の償還に支障が生じることのないよう、まずは、新規道債発行の抑制や不測の事態に備えた財政調整基金の積立てなど、財政健全化に向けた取組を着実に進め、持続可能な財政基盤の構築を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部地域振興監北村英則君。

○総合政策部地域振興監北村英則君（登壇）集落対策についてであります。道内各地域においては、人口減少や高齢化により、集落の小規模化や集落機能の低下、深刻な人材不足といった課題が顕在化しておりますことから、道では、集落機能の維持に向けて、生活交通の確保や移住、定住の対策といった取組に対しまして、地域づくり総合交付金による支援を行ってきておりますほか、先進的な事例の共有や地域づくりを担う方々の交流促進を目的とした研修会を開催するなど、地域が主体となった取組を促進してきたところでございます。

今後、道といたしましては、こうした取組に加えまして、国や関係機関との連携の下、地域おこし協力隊や集落支援員などの制度を一層活用し、地域を担う人材の確保育成に努めるほか、市町村への情報提供や相談対応を強化するなど、全道が一丸となって、地域における課題解決や活力の向上に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）森林環境譲与税についてであります。昨年12月に決定されました令和5年度税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税については、各地域の取組の進捗や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備などの推進につながる方策を検討するとされたところでございます。

道内では、昨年度末までに総額約64億円の譲与税が市町村に譲与されましたが、森林整備や木材利用等への活用は、約5割の30億円程度となっており、令和6年度から税の徴収が始まることを踏まえ、さらなる活用が必要であると認識しております。

このため、道では、市町村に対し、先進的な事例の情報提供や、振興局によるきめ細かなサポートを行っており、今年度分につきましては、9割以上が活用される見込みとなっておりますことから、今後とも、市町村に対し、譲与税の活用を働きかけ、森林の整備などを促進するとともに、譲与税の見直しにつきましては、国の動向を注視しつつ、道内の市町村の活用状況や御意見を踏まえ、必要に応じて要望を行うなど、適切に対応してまいります。

○副議長市橋修治君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）道管理空港における今後の対応についてでございます。道管理空港は、離島を含む地域の皆様の暮らしや医療を支えるとともに、経済や観光の振興など、地域活性化の拠点として重要な役割を果たしておりますことから、道では、これまで、各空港の機能向上を図りつつ、地域の皆様と連携しながら、コロナ禍により落ち込んだ航空需要

の回復に向け、様々な取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、空港運営のさらなる効率化に努めながら、北海道エアポートが運営する7空港との連携などを通じまして、地域と一体となって路線の拡充や利用促進を図るなど、民間委託を選択しなかった道管理空港の持続的な運営に着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 三津丈夫君。

○79番三津丈夫君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事、ありがとうございました。

たくさんの質問項目はあったのですが、少し述べさせていただいて、私の発言を終わりたいというふうに思うのです。

ずっと質問を聞いていますと、答弁の節が、どうも、頑張っている市町村の評価が薄い。いろんな団体が頑張っているのだけれども、それらの評価が少し薄いのではないかというふうに思うのです。それが、やっぱり、知事の国頼み、いろいろ頼みということの、権威主義とは言わないけれども、そういう上からの視線がそうさせているのかなというふうに感じないわけではありません。

北海道の域際収支で言うと、マイナス2兆800億円ぐらいだと思うのです。したがって、まだまだ北海道の価値を上げていかなければ、全国的に戦う環境にないのではないかというふうに思うのです。

製造業における付加価値率は約30%なのです。これも、恐らく、全国に比較したら、ずっと下位のところにいるような気がいたします。

さらに、道民所得について言えば、今、283万円ぐらいだったというふうに思いますが、全国でいうと33位なのです。

したがって、どうやってこれらの価値を上げていくかというのは本当に主要な課題のような気がいたしますし、知事の仕事は、大いに頑張らなければならないというふうに思うのです。

いずれにしても、北海道の価値というのはまだまだ可能性が高い。なおかつ、いろんな意見交換もするわけですが、道職員のポテンシャルというのも大きいと思うのです。本当にいろんなことを考えていらっしゃる。やっぱり、リーダーというのは、そうしたいろんなことの資質を引っ張り出すこともそうだし、これだけ大勢いる道職員のポテンシャルの高さ、それを引き出して、全道展開をしながら、なるほど、北海道というまちづくりを進める、そのことが恐らくトップリーダーに課せられた大きな資質だと思うのです。

とにかく、情報は常に公開をするということ、そして、道民みんなに参加をしてもらうということ、その結果として物事が決定するわけです。そして、実行するわけです。

少しいったら、やっぱり状況変更の原則がありますから、点検をするということだと思うのです。どうも、この北海道で言うと、いろんなことで実行するのだけれども、点検評価の仕組みというのが不足しているような気がいたします。そこを大いに議論し、しっかり高めていかなければ、やっぱり、将来、北海道の可能性を全国に発信するにはちょっと心配かなという思

いがあるがゆえに発言をさせていただきました。

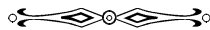
とは言うものの、間もなく選挙です。知事も、一生懸命、街頭から演説をなさるのでしようし、我々も推薦候補者がいるものですから、私も、バッジは外しますけれども、街頭から、知事と一緒に、いろんな発言をするかも分かりません。道民にいい判断をしてもらって、いい北海道をつくるために頑張ることを申し上げつつ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 三津丈夫君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後3時1分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

佐藤禎洋君。

○42番佐藤禎洋君（登壇・拍手）（発言する者あり）初めに、移住支援金についてお伺いします。

移住支援金は、東京23区に居住または通勤する方が東京圏外に移住し、起業や就業等を行う方に、都道府県と市町村が共同で、国の交付金を受けて、支援金を支給する事業であります。

支援金の額は、世帯の場合は100万円以内で、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満1人につき最大30万円を加算、単身の場合は60万円以内となっております。

18歳未満帯同者加算や関係人口に関する要件は、令和4年度に新設されたもので、道も実施要領に盛り込んで、加算を希望する市町村が実施できる制度として、市町村は、大変厳しい財政状況の中、予算をやりくりして対応しております。

このような状況の中、道は、令和3年度に対象化されたテレワーク移住が大幅に増加し、予算が不足する懸念があることから、令和4年度事業の途中から支援金の予備申請は受け付けるものの、その後の本申請の受付を一旦停止し、予算執行状況を精査した上で対応を検討する旨、市町村に通告しました。

私の地元・小樽市では、予備申請に対する問合せが数件あり、1件の本申請が認められましたが、支給要件に該当する見込みがないのであればと判断し、予備申請を見送った移住者もありました。

これまで、小樽市では、予算不足が見込まれたときは、補正予算を編成し、移住者の支援を行ってきたところであり、市の予算はあるけれども、道の予算がないため、支援金を交付できないという取扱いは難しく、不支給は移住者の理解を得られないと考えます。

道の予算措置がなければ、国の交付金も確保できないことから、道において十分な予算を確保するとともに、事務の取扱いについて市町村に丁寧な説明が必要と考えます。

また、国では、令和5年度から18歳未満の帯同者加算の上限を1人当たり100万円に変更することとしましたが、これに対する道の考え方は、今現在、示されておりません。

100万円への変更は、市町村の予算にも影響することから、道の対応方針を早急に示すべきと考えます。知事の見解をお伺いいたします。

次に、北海道におけるクルーズ振興に関連してお伺いします。

クルーズ船は、道内の多くの港湾に寄港しており、コロナ禍の前である令和元年では、全道で130回の寄港回数を数え、世界的なクルーズブームの進展の中、その後の寄港増加や、これに伴う道内経済の活性化が期待されたところでもあります。

また、令和元年12月には、北海道として、北海道におけるクルーズ船誘致方針が策定され、船社等への効果的な誘致活動の推進、受入れ体制の整備充実、誘致推進体制等の強化の三つの戦略が示されたところです。

令和2年からは、皆様も御存じのとおり、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、一時は世界的にクルーズ船の運航が激減して、北海道への寄港も令和2年と3年の2か年にわたって、ない状況が続きましたけれども、令和4年には、日本船による北海道へのクルーズが再開されるとともに、同年11月には、国土交通省から、国際クルーズの受入れを再開することが発表されたことから、令和5年以降、北海道へのクルーズ船の寄港は、令和4年の31回から大幅に増加していくことが期待されているところでもあります。

これまでは、コロナ禍ということもあり、クルーズ船の誘致活動についても難しい部分があったかと思いますが、道内の各港湾においては、コロナ禍でクルーズ船の寄港がない状況が続いている中でも、将来的な再開を見越して、受入れ施設の整備が進められてきております。

函館港では、この間、若松地区のクルーズ船岸壁やターミナルの整備が進められ、令和4年には函館クルーズターミナルがオープンしており、室蘭港においても、同年、22万トン級クルーズ船に対応できる岸壁が供用開始されたところでもあります。

さらに、小樽港においても、クルーズ船が接岸する小樽運河に近い第3号埠頭及び周辺地区において、14万トン級クルーズ船に対応する岸壁整備やターミナル施設を中心に再開発事業が進められております。

小樽港では、この再開発によるクルーズ船寄港回数の増加が見込まれており、北海道観光・経済にも大きな効果が期待されているところでもありますけれども、この地域は、小樽運河や観光船発着場など、観光資源が豊富な市の中心部に位置し、観光シーズンには、観光目的の車両や歩行者が非常に多く、第3号埠頭と小樽駅周辺を結ぶ道道小樽港線の中央橋付近では、交通混雑が発生しています。

そこで、こうした小樽港の再開発に伴い、さらなる交通混雑が懸念され、道路交通の円滑化が課題の一つとなっており、小樽市から北海道に対して、この対策について要望が挙げられていると聞いておりますけれども、道として今後どのように対応されていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、道路除雪における市町村との連携についてお伺いいたします。

今冬の北海道では、昨年12月に冬型の気圧配置等の影響を強く受け、後志や空知、上川、紋別地方などを中心に、平年を大きく上回る積雪が見受けられましたけれども、その際、列車やバスの運休が相次いだほか、オホーツク海側の地域では、一時、2万5000戸を超える停電が発生いたしました。

また、1月中旬には、石狩、空知、後志地方を中心に局地的な大雪に見舞われ、小樽と札幌を結ぶ国道5号線や札幌道が通行止めになるなど、道路交通に大きな支障を来したほか、下旬には、記録的な寒波により、各地で交通障害が発生し、国や北海道、市町村などでは、道路交通や地域住民の安全を確保するため、除排雪作業等の雪対策に全力を挙げて取り組んだところであります。

一方、市町村では、昨今の社会情勢の影響により、燃料費や電気料金などが高騰し、雪対策に係る経費が地方財政に大きな負担となっているほか、除雪機械オペレーターの担い手不足による除排雪体制の維持が大きな課題となっております。

このような状況の中、雪と寒さを克服し、地域の特性に応じた安全で活力ある地域づくりを積極的に進めるため、13道県の201市町村で構成する全国雪対策連絡協議会において、国土交通省への雪対策に関する情報交換や要望、提言等の活動が行われておりますけれども、この全国雪対策連絡協議会の構成組織である北海道雪対策協議会は、現在、小樽市など10市町村のみでの構成となっております。

道は、市町村及び関係機関との連携協力の中心的な役割を担っており、また、北海道雪対策協議会では、顧問としても参加しております。

道として、道路除雪における市町村との連携について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、農業用車両の免許取得について伺います。

平成31年4月以降の保安基準の緩和により、農業用の作業機を装着、牽引したトラクターの公道走行が可能となりました。

この保安基準の緩和により、農業者の免許取得ニーズが高まることが想定されたので、警察庁からは各都道府県警に、農林水産省からは各都道府県の農政部局に対して、免許取得の拡大を依頼しています。

免許取得の手段は、各都道府県により柔軟な対応が可能な状況にあるわけであります。

他県では、民間の自動車教習所での取得に加え、農業大学校での取得支援などを行っておりますけれども、北海道においては、農業用車両の免許取得について、今後どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

次に、小中学校のICTの利活用状況と今後の年度更新についてお伺いいたします。

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、GIGAスクール構想を推進しているところでありますけれども、昨年4月に実施した

全国学力・学習状況調査の結果においては、1人1台端末の利活用状況について、地域や学校によって大きな差が見られました。こうした状況については、教育の機会均等の観点からも、早急に是正する必要があります。

これまで1人1台端末の利活用を積極的に進めてきた地域や学校では、個別最適な学びや協働的な学びのツールとして、1人1台端末を有効に活用している事例も見られることから、こうした事例を踏まえて改善を進めていく必要があります。

また、1人1台端末の利活用促進に当たっては、情報通信技術支援員、いわゆるICT支援員の配置の充実も重要であります。

このことについて、国は、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、4校に1人との配置基準を示し、地方財政措置を講じておりますけれども、その配置状況には大きな地域差が見られ、札幌市を除く市町村立小中学校には、全道平均で18.4校に1人の配置にとどまっております。

情報通信技術支援員について、地方財政措置のさらなる充実を求める声もありますけれども、その検討の前提として、まずは、現行の措置分における配置基準が満たされる必要があります。

道においても、市町村における1人1台端末の活用状況は、学校ごと、先生ごとに大きなばらつきがあることから、道教委は、各市町村教委に対して、どのように1人1台端末の利活用促進のために必要な指導助言または援助を行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

また、GIGAスクール構想におけるクラウド等を利用した1人1台端末環境では、従来のコンピューター室での端末配備状況とは異なる年度更新作業が必要となります。

文部科学省では、万全な作業計画を立てた上で、年度更新を円滑に実施できるように、タスクリストを例示しております。

アカウントの更新、端末の更新、データの取扱い、組織体制の整備の全ての観点から検討しておく必要があります。

複数のアカウントが存在することを見落とさずに、年度更新作業において、アカウント相互の順番が決まっているものがあることにも留意し、全体のスケジュールと作業手順を明確にしておくことが重要であります。

このタスクリストで取り組む際には、委託事業者や児童生徒自身の関わりも含め、市町村教委や学校の実情に合わせて、役割分担を調整していかなければなりません。

また、教職員の指導者用アカウントに関する作業も必要となることから、道教委は、市町村立小中学校における年度更新作業について、各市町村教委に対して、財政的な支援も含めて、どのように指導助言または援助を行っていくのか、教育長にお伺いいたします。

最後に、部活動の地域連携についてお伺いします。

令和4年12月に、スポーツ庁、文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを示しました。

学校部活動の地域連携において、学校部活動を移行させることができる受皿団体がない市町村

も多く、学校部活動を地域クラブ活動へ移行させるのはなかなかハードルが高いと思います。

小樽市では、合同部活動について、令和5年度から、市内を種目によってブロック分けし、部活動の拠点となる学校を指定する拠点校方式と言われる合同部活動を段階的に推進するようです。

道外では、神戸市や八王子市が、以前から拠点校方式による合同部活動に市町村として取り組んでいるようですけれども、道内においても、市町村として合同部活動に取り組んでいる例は、小樽市以外にも複数あるようです。

現在、全国的に少子化が進んでおり、たとえ人気がある種目であっても、団体競技に必要な部員数がないと、大会にも出場できません。

小規模な市町村であれば、市町村の中の全ての中学校で合同部活動を行ったとしても、必要な部員数が満たせないことから、道内の複数の市町村で合同部活動に取り組んでいる事例が140余りあると伺っており、今後、さらに増えていくものと考えております。

合同部活動を行う場合、課題となるのは生徒の移動であります。公共交通機関を使用する場合は、保護者の経済的な負担も増えます。また、道内は、公共交通機関が十分ではない市町村も多く、さらに、学校間の移動距離が長い地域もあります。

合同部活動だけでなく、部活動を地域移行し、複数の市町村が合同で地域クラブ活動を進めるに当たっても、財源等の問題から、行いたくても行えない市町村もあるのではないかと考えます。

道教委は、市町村が生徒に対する移動の支援を行った場合に、市町村に対してどのような財政的支援を行う考えなのか、教育長にお伺いします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐藤禎洋議員の質問にお答えいたします。

最初に、移住支援金についてであります。人口の減少や道外流出が続く道内では、人材の確保に向けて、U・I・Jターンの取組が重要と認識をしております。

令和4年度は、テレワーク移住の大幅な増加により、支援金の申請件数の急増が見込まれましたが、道では、予定額に達した札幌市を除き、他の市町村からの全ての申請を受け付け、支援金を満額支給することとしております。

また、令和5年度には、18歳未満の帯同者への加算額について、国が設定した1人当たり100万円を上限として、市町村が定める額を支給する予定としていることから、道としては、市町村に制度の変更点や事務の取扱いについて丁寧に説明をするなど、今後とも、連絡調整を密にするとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、道路除雪における市町村との連携についてであります。道内のそれぞれの地域において円滑な除排雪を行うためには、道路管理者はもとより、関係機関の相互連携は大変重要であると認識をしております。

このため、毎年、地域ごとに開催する、道、国、市町村、警察などで構成される除排雪に関する連絡調整会議において、暴風雪時の連絡体制の確認や雪捨場の相互利用などについて情報交換を行っているところであります。

また、道では、これまでも、様々な機会を捉えて、除排雪に必要な予算の確保や除雪機械の更新、増強に係る財政支援の拡充などについて、市町村や関係団体と連携をしながら、国に働きかけを行ってまいりました。

道としては、連絡調整会議において、想定を上回るような大雪時の対応も検討するなど、市町村との連携強化を図りますとともに、地域の特性に応じた総合的な雪対策を推進している雪対策協議会とも情報共有するなどして、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保に努めてまいります。

最後に、農業用車両の免許取得についてであります。道内には、現在、運転免許技能試験を免除する公安委員会指定の自動車教習所が74か所ありまして、そのうち、70か所でトラクターの公道走行に必要な大型特殊免許の教習を、35か所で牽引免許の教習を受講することが可能な状況になっております。

また、道では、本別町の道立農業大学校において、農業者の方が、農作業安全や、トラクターの構造に関する基礎知識や基本的な操作方法などを習得するための農業機械研修を年4回実施しており、延べ100人の参加者に対して、技術力の向上や免許取得に向けたサポートを行っております。

道としては、今後とも、JAグループや関係団体などで構成をする北海道農作業安全運動推進本部と連携し、農業者の方のニーズに合わせた研修や啓発活動を通じ、円滑な免許取得に向けて取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）小樽港周辺の道路交通対策についてであります。小樽市では、観光都市の強みを生かし、クルーズ振興に向けて、小樽港の機能強化を図ることとしており、現在、旅客ターミナルやバス駐車場などを整備しているほか、国においては、大型クルーズ船に対応した岸壁整備が進められると承知しております。

道では、今後、大型クルーズ船が寄港した際などに交通混雑が想定されますことから、小樽港周辺道路の交通状況を調査するとともに、寄港に伴う交通需要や将来交通量を推計しながら、小樽市や国、道警察など関係機関と連携し、交通の円滑化に向け、対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）佐藤禎洋議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1人1台端末の活用についてであります。GIGAスクール構想が目指す、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人の個別最適な学びと協働的な学びを実現するた

めには、全ての学校において1人1台端末を効果的に活用した授業などの一層の充実を図ることが重要です。

現在、学校では、1人1台端末の活用が進められておりますが、教員のICTを活用した指導経験などにより活用状況に差が見られることや、日常の業務支援、学習支援を行うICT支援員の配置について、人材の確保や財政の面などから、国の求める基準に達していないなどの課題があると認識をいたしております。

道教委といたしましては、学校や地域により児童生徒の学びの質に差が生じないように、ICTを効果的に活用した授業モデルの提供や校内研修への支援を行い、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図るとともに、国の基準を満たすICT支援員の配置に向けた積極的な働きかけや、人材確保に向けた相談対応、活用事例の普及に取り組むなど、児童生徒の学びの質を高める教育環境づくりに向け、各市町村教育委員会へのきめ細かな指導助言に努めてまいります。

次に、端末の年度更新への対応についてであります。国では、端末を活用した教育活動の円滑な実施に向け、市町村教育委員会及び学校が年度更新に関する作業計画や具体的な作業内容を決定する際の参考となる、年度更新タスクリストを示しております。

道教委では、こうした国の動きに合わせて、年度末から年度初めにおけるICT環境の適切な活用に向けたチェックリストを作成、配付いたしました。

引き続き、ICT活用サポートデスクによる丁寧な相談対応を行うとともに、更新作業を民間事業者へ委託する際に活用できる国の補助制度について情報提供するなどして、各学校において1人1台端末を活用した教育活動が切れ目なく行われるよう、市町村教育委員会への支援に努めてまいります。

最後に、部活動の地域連携についてであります。少子化に伴い、部活動数や部員数が減少している現状などから、各地域の実情に応じて、できるだけ早期に、子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術環境を整えることが大変に重要です。

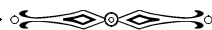
道教委といたしましては、複数の市町村が合同で実施主体を整備する場合に、調整の場を設置するほか、現在、北海道教育大学が、経済産業省の事業を活用して、岩見沢市内で取り組んでいる中学校の合同部活動の移動手段に関する検証の成果を普及するとともに、市町村が検討している移動方法などを把握し、生徒が効果的に活動場所へ移動する手段の確保や必要な財源措置などについて、全国都道府県教育委員会連合会と連携をして、国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 佐藤禎洋君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩



午後3時34分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中山智康君。

○68番中山智康君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、知事及び教育長に順次質問いたします。

初めに、人口減少問題についてであります。

人口減少時代を迎え、官公庁や民間企業における新規採用や中途採用は厳しさを増し、組織の年齢構成のいびつさは顕著になってきております。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済システムや価値観は大きく変化し、公務員のみならず、民間の多様な分野での労働力不足は深刻な状況であると言わざるを得ません。

一方、医療や生活環境の向上により、健康寿命は飛躍的に上昇し、アクティブシニアの活躍もまた顕著であり、人生100年時代の到来と言っても過言ではありません。

言うまでもなく、アクティブシニアの経験値は豊富であり、人口減少時代において、アクティブシニアの活用は欠かせないのであります。

意欲のあるアクティブシニアの人材を発掘し、様々な職種で幅広く活躍してもらう仕組みをつくるべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、今後の財政運営についてです。

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、地方公共団体が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、令和2年度以降、多額の交付金を地方に交付し、道においても様々な対策を実施してきたと承知しております。

新型コロナ対策については、感染症法上の位置づけが5月8日より2類から5類に変更されるなど、対策が大幅に緩和され、徐々に平時に戻りつつありますが、ウクライナ情勢に端を発した原油や穀物などの物価高騰についての影響は長期化しております。

臨時交付金を活用した対策も、当初の感染対策から経済対策へ移行してきており、道は、令和4年度は、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策として、毎定例会に予算を提案しております。

その中には、原材料価格の高騰の影響を受ける中小・小規模企業への支援や、燃料費等の高騰を受けている運送事業者に対する補助金、飼料高騰に苦しむ酪農家への補助金など、今後も継続した支援が求められているものが多いと考えますが、臨時交付金が来年度も同じように来るとは限りません。

活用できる財源が不透明な中、来年度はどのように物価高騰への対策を講じていくのか、伺います。

道の財政状況は、様々な支出抑制や給与カットなどの痛みを伴いながら、現在は、かつてほどの危機的な状況は脱したと承知しておりますが、まだまだ広域団体としての役割や責任を十分に

果たせるだけの状態になっていないと考えます。

この3年間、新型コロナウイルスや物価高騰などの問題が生じましたが、このようなときこそ、国からの交付金など、特別な財源を待つことなく、機動的な対策を矢継ぎ早に実行できるような財政状態を早期に確保すべきであります。

特に、個々の市町村では対応が困難な分野において、道が積極的な対策を打つことで、179市町村と520万人の道民に安心を与えることこそが、本来、道に求められている役割なのではないでしょうか。

道は、様々な難題に機動的に対応するため、必要な財源の確保のほか、硬直化した財政の健全化にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

以上のことから見ても、これまでの全ての道政運営を継続することは、持続可能性が乏しいのではないかと考えます。

例えば、交通網を確保するのであれば、比較的札幌から近い振興局の一部の機能を本庁で集約するといった機構改革もまた必要なのではないのでしょうか。

人口減少や財政面に鑑みると、時代は、もはや、あれもこれもの時代から、あれかこれかの時代に差しかかっており、これまで以上に政策の取捨選択が必要になってくると考えます。

知事のあるべき道庁の姿についての所見を伺います。

次に、ゼロカーボンについて伺います。

1月26日、北海道電力は、伊達市の火力発電所の1号機を2023年11月末、2号機を2024年3月末に休止することを発表いたしました。

2年ほど前の状況ではありますが、勤務人数は、関連企業も含めて207名、うち、伊達市民は162名であります。平均年収を450万円とすると、約7億3000万円、定期点検時には、年間約2万8000人が伊達市に訪れ、その約3割が伊達市で宿泊をしており、1泊を6000円とすると約1億円であると、北海道電力からの聞き取りで確認をいたしました。

さらには、発電所で使用する水道料金は約1億円、固定資産税、都市計画税、法人・個人住民税を合算すると約1億6000万円と聞いており、今後、完全に廃止した場合、少なくとも年間10億円以上は伊達市から消える計算となります。

世界的にカーボンニュートラルの取組が進む中で、経年化した火力発電所の休廃止は時代の流れであり、やむを得ないと承知はしておりますが、このたびの伊達発電所の休止に対する道の受け止めと地域の影響把握など、今後どのように対応されるのか、伺います。

あるべきゼロカーボンに向けて、質問をいたします。

ゼロカーボンに向けて、木質バイオマスなどの自然エネルギーを利用することは重要なことであります。

一方で、木質バイオマスは、地域に蓄積している賦存量に鑑みる必要があり、不足すれば輸入に頼り、化石燃料を使う船やトラックを利用し、表面的にはゼロカーボンに貢献しているように見えても、輸送により本末転倒な結果を生むことがございます。

道として、道産の木質バイオマスを活用し、あるべきゼロカーボン政策を実行すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、DXについて伺います。

社会のあらゆる分野において急速にデジタルトランスフォーメーションが進展する中、行政においても、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが、明日の北海道を切り開いていく上で必要であると認識しているところであります。

こうした取組を着実に進めていくためには、デジタルインフラやツールの整備はもとより、取組を担うデジタル人材の育成と確保、まさにこれこそが必要不可欠であり、今後のデジタル社会を見据えると、最優先で取り組むべき課題であります。

道では、昨年11月、北海道職員のデジタル人材育成に関する計画を策定し、必要とされる人材区分ごとの育成や確保を進めていくと承知しております。

新年度は、庁内でのデジタルの活用に向け、道職員のデジタル人材の育成にどのように取り組まれるのか、伺います。

今や全国的に有名となった北見市の書かない窓口のような、住民がデジタル技術の活用による行政サービスの向上を身近に感じるすばらしい事例に見られるように、住民と直接接する機会の多い市町村でのDXは大変重要であり、今後、市町村職員のデジタル人材育成や確保はさらに重要と認識しております。

しかし、一方で、特に小規模な町村においては、そもそもデジタル部門に専属の職員がおらず、どこからどう取り組んでいいのか分からないという悩みの声もよく聞きます。

道では、こうした状況を踏まえ、人材育成などについてどのように支援し、道内の市町村のデジタル化を進めていくのか、伺います。

次に、農業政策について伺います。

現在、伊達市は、ICTの活用など、新たな農業技術の実証と営農技術の向上支援と地域農業の担い手となるコア人材を育成するため、伊達市立稀府小学校の跡地に、株式会社デンソーの技術を駆使した農業研修センターを建設しております。

この技術は、人口減少下における北海道において飛躍的に生産力を増やす技術と言え、全道に普及していけば、次世代の北海道農業にとって大きく貢献すると言える施設である一方で、3024平方メートルの施設で年間約4000万円の売上げが可能ではありますが、建設費が約4億円かかり、施設や機械を量産化し、1施設当たりのコストを削減しない限り、まだまだ普及は難しいと言えます。

道としては、スマート農業技術の普及を積極的に支援し、生産コストを低減していくことにより、持続可能な北海道農業を支えていくことが大事であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、噴火湾における養殖ホタテについて伺います。

令和4年の生産量は、速報値で7万3000トンとなっており、前年に比べ1万1000トン増加しており、安定の兆しが見えております。

しかし、近年、海洋環境が変化する中、養殖ホタテの大量へい死や水産雑物の付着など、様々な問題が起これ、漁業経営の悪化が懸念されております。

噴火湾におけるホタテ養殖は、地域の主要な産業であり、ホタテガイ養殖の生産と経営の安定に向けた対策が重要と考えますが、道としてどのように取り組まれるのか、伺います。

最後に、教育課題について伺います。

まず、部活動についてであります。昨今、長時間労働に悩む教員の負担を減らすため、休日に部活の顧問を行わない方針が示されております。

教職員の働き方改革は重要である一方で、部活動は、青少年の健全育成や将来への夢に対して極めて重要なものと考えます。

近年、元プロスポーツ選手などをスポット的に招聘し、部活動などで指導を行っていると承知しておりますが、働き方改革と青少年の健全育成を両立させるため、プロ選手のみならず、アクティビシニアなども活用した新しい部活の在り方について、教育長の見解を伺います。

次に、いじめ問題についてであります。

北海道総合教育大綱では、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域住民、行政、その他の関係機関が相互に連携協力して、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組むとし、さきの文教委員会に改定案が示された北海道いじめ防止基本方針では、いじめの防止等のための対策を進めるために、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政、その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めるとしてあります。

また、文科省は、2月7日、犯罪に相当するような悪質ないじめなどについて、学校が速やかに警察に相談、通報するよう求める通知を発出し、相談や通報すべき具体例を示し、適切な対応を促したと承知しております。

知事は、1月19日に開催した北海道総合教育会議で、いじめ問題の克服については、これまで以上に、道、道教委、市町村の教育委員会、学校、そして社会全体で一層連携した対応が必要である、そして、迅速かつ組織的な対応により、事案の長期化、深刻化を防止していく、このことを徹底して目指していくことが重要と述べておりますが、複雑・多様・深刻化するいじめの問題に社会全体でどのように対応するのか、知事及び教育長の所見について伺います。

道教委では、学校や市町村教育委員会だけでは解決することが困難な事案に対して、専門家と連携した積極的な支援をするため、今年度、いじめ問題緊急支援チームの取組を開始したと承知しておりますが、成果や課題など、これまでの取組状況を伺うとともに、いじめ問題解決に向けた実効性をどのように認識しているのか、今後の対応と併せて伺います。

旭川市が4月に市長部局に新設するいじめ防止対策推進部などについて協議する有識者懇談会では、市は、市長権限で加害者側の出席停止などを求める是正勧告の内容や行使の要件を明確化

する考えを示しております。

この取組の先行事例とされる寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例では、第13条で、いじめ加害者の出席停止や学級替えを、市長は学校やその他関係機関に勧告できるとしております。

これらの是正勧告の導入について、知事及び教育長の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。

16年間、ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中山議員の質問にお答えいたします。

最初に、緊急経済対策に係る今後の対策についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰の影響が長期化するとともに、今後予定される電気料金の値上げなどにより、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境が一層厳しくなることが懸念される中、社会経済活動の回復を確かなものとしていくため、道では、物価高騰の影響緩和や子育て世帯への支援、需要喚起など、暮らしの安心や経済の活性化に向けた取組について、所要の補正予算案を提案し、議決いただいたところであります。

今後は、これら事業の迅速な執行に努めるとともに、引き続き、経済対策推進本部で把握した地域や事業者の方々からの支援ニーズ等を踏まえ、市町村や関係機関との密接な連携の下、各般の施策に取り組んでまいります。

次に、今後の道政運営についてであります。本道が少子・高齢化や厳しい財政状況に直面する中、道政のより効果的、効率的な運営が求められることから、道としては、これまで、行財政運営の基本方針に基づき、機動的で持続可能な組織体制の構築や財政健全化の取組を着実に推進するとともに、毎年度の予算編成過程において政策検討の基本的な方針を示し、政策の重点化を図りながら、地域にとって必要な政策を展開してまいりました。

エネルギーの価格高騰など、本道を取り巻く環境は急激に変化しており、私としては、こうした変化に的確に対応し、引き続き、重点的に取り組む政策に力を注いでいくため、北海道にとって何が最善かという視点を常に持ち、政策評価などを通じて不断の見直しを行いながら、地域の声を大切に、道民本位の政策を進めてまいります。

次に、木質バイオマスの利用促進についてであります。地域の森林資源を活用し、間伐材などの木質バイオマスを地域内でエネルギー源として有効に利用していくことは、二酸化炭素の排出削減はもとより、森林整備やチップ製造などに伴う雇用創出や、エネルギーの地産地消にもつながる重要な取組と認識をしております。

このため、道としては、集落内の公営住宅や農業用ビニールハウスの暖房の熱源として、木質バイオマスエネルギーを活用する先進事例などを、市町村向けのセミナーやホームページで広く発信してまいります。

また、国の事業を活用し、原料となる木材の運搬に必要な路網の整備のほか、伐採やチップ製

造に必要な機械やバイオマスボイラーの導入に支援をするなど、地域での木質バイオマスのエネルギー利用を積極的に促進し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献してまいります。

次に、市町村のデジタル人材育成についてであります。地域課題の解決に向け、市町村におけるデジタル技術の活用は大変重要であります。人口規模の違いや専門人材の不足もあり、その人材育成に向け、きめ細かな支援が必要と認識しています。

このため、道では、デジタルに通じた民間企業経験者の活用や、7名の外部アドバイザーの派遣により、各市町村の実情を踏まえた相談対応や助言を行っているほか、民間企業と連携し、市町村職員向けのオンライン講座の提供などを行っているところであります。

また、今月より、新たに市町村職員を対象とした実践的な内容のデジタル研修を順次開催しているところであり、今後は、こうした研修プログラムを市町村でも活用できるよう提供も行うなど、市町村の人材育成の取組を積極的に支援してまいります。

最後に、いじめ問題への対応についてであります。いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為であると認識をしております。

このため、道では、いじめ問題に道教委と一体となって取り組むことが重要と考え、先月開催した総合教育会議において、いじめの防止と対応をテーマとして議論を行ったところであります。

道としては、会議で示された法律や福祉、心理の専門家の方などの力を取り入れ、社会に開かれたチーム学校として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるべきといった意見なども踏まえ、いじめ防止基本方針の改定案を取りまとめたところであります。

今後とも、子どもたちが、いじめに悩み苦しむことなく、安心して学ぶことができるよう、専門家の方々の知見を生かすとともに、道内の市町村と、いじめの未然防止や早期発見につながる効果的な対応策を共有し、地域が連携しながら、いじめ防止対策に積極的に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、高齢者の就業支援についてであります。道では、これまで、高年齢者雇用安定法に基づく70歳までの就業機会確保が各企業において適切に講じられるよう、国と連携しながら周知に努めてきたところでございます。

また、意欲ある高齢者が、長い人生で培った多様なスキルや豊富な経験を生かし、活躍できるよう、シルバー人材センターの利用を通じた高齢者の就業機会の確保、拡大にも取り組んでまいりました。

今後とも、各種会議や企業説明会など、様々な機会を活用して、高齢者の就業機会の確保、拡

大に取り組みますとともに、国や関係機関と連携を図りながら、就労意欲を喚起するなど、高齢者の労働参加を促進してまいります。

次に、伊達発電所の休止についてであります。北電は、伊達発電所について、設備の経年化が著しいことに加え、中長期的な需給状況や経済性、環境性なども勘案し、休止を決定したところでございます。道では、このたびの休止は、北電が、設備の老朽化や電力の安定供給、カーボンニュートラルへの対応などを総合的に判断したものと受け止めております。

また、北電では、休止後も発電設備の保守管理が必要であり、協力会社などへの対応は地元の方々とは相談しながら検討するとしておりますが、地域に幅広い影響が懸念されますことから、道といたしましては、今後、地元自治体と連携して、その影響などを把握し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君。

○総務部長兼北方領土対策本部長藤原俊之君（登壇）初めに、財政の健全化についてであります。道財政は、依然として収支不足が生じているところであり、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、今後も厳しい状況が続くと想定されます。

しかしながら、こうした状況にあっても、本道が直面する様々な課題に機動的かつ的確に対応していけるよう、財政の健全化に向けて不断に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、昨年改訂した行財政運営の基本方針に基づき、引き続き、歳出の削減、効率化や歳入の確保に最大限取り組むとともに、自然災害や社会経済情勢の変動といった不測の事態にも適切に対応できるよう、財政調整基金の確保を図るほか、減債基金の積み戻しなど、実質公債費比率の改善に向けた取組を鋭意進めてまいります。

次に、教育課題に関し、学校等への是正勧告についてであります。学校教育法では、校長等による児童生徒への懲戒や市町村教委による出席停止などの措置が定められておりますが、いじめ防止対策推進法に定めがない、自治体の長による是正勧告の取扱いについて、一部の自治体では、行政指導としての是正勧告の規定が定められている事例があると承知しております。

道といたしましては、今後とも、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することができるよう、いじめ問題の対応について、国が進めている議論を慎重に見極めつつ、関係機関が緊密に連携し、学校教育法やいじめ防止対策推進法などの関係法令はもとより、道のいじめ防止条例や国のガイドラインなどに基づき、適切に対応することが重要と考えております。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君（登壇）道職員のデジタル人材育成についてでございます。社会全体でデジタル化が求められる中、道においても、スマート道庁の推進や各部局に

おけるデジタル技術の活用を広げるためには、職員のリテラシーの向上と高度な専門人材の育成を同時に進めることが必要と認識しております。

このため、道では、昨年11月に策定した人材育成計画に基づき、デジタル推進リーダーの各所属への設置について、現在作成中のオンライン学習コンテンツの受講等による必要なスキルの定着に加え、庁内のサポート体制を整備し、デジタル化の推進役を担えるよう、重点的に取り組んでまいります。

また、より高度なレベルの人材育成に向け、研修プログラムの提供や国家試験の受験を促すとともに、外部からの人材確保なども進め、庁内の各階層におけるデジタル人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）スマート農業の推進についてであります。本道農業が生産力を強化し、持続的に発展していくためには、省力化や効率化が期待できるスマート農業を積極的に導入していくことが重要ですが、その導入に当たっては、コスト低減を図り、地域や農業者個々の営農状況に応じた技術を選択することが重要です。

こうした中、自動車部品メーカーが、同社の優れたセンサー技術を活用し、伊達市で取り組む農業研修センターは大変興味深いものと考えており、道といたしましても、農業改良普及センターによる技術的なアドバイスを行うなど、システムの量産化と低コスト化に向けた支援を行い、一層のスマート農業技術の普及促進につなげてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）噴火湾のホタテガイ養殖業についてであります。当海域のホタテガイ養殖業は、地域の漁業生産額の約7割を占めるとともに、流通加工業への波及効果も大きく、重要な産業となっております。ザラボヤ等の付着による作業効率の悪化や海洋環境の変化などにより、平成30年には貝の大量へい死が発生するなど、漁業生産と経営の安定が課題となっております。

このため、道では、道総研水産試験場と連携し、稚貝の適正な飼育密度や作業時期を取りまとめた養殖管理マニュアルの普及指導に努めるとともに、湾内3か所に設置した自動観測ブイによる海水温や塩分濃度、流向、流速などのデータや、ザラボヤの発生状況をモニタリングし、注意喚起を行うなど、適切な養殖管理を促進するほか、制度資金の活用や漁業共済への加入を促すなど、生産と経営の安定を図ってきたところであり、今後とも、地域におけるホタテガイ養殖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）中山議員の御質問にお答えをいたします。

教育課題に関しまして、まず、部活動の地域移行に係る人材の確保についてであります。部活動は、スポーツ・文化芸術環境に親しむ機会を確保するほか、生徒の自主的な活動を通じて自己肯定感を高めるなど、大きな役割を担っており、地域移行後も部活動のこうした意義を継承し、新しい価値が創出されるよう、地域の方々をはじめ、幅広い御協力の下で、持続可能な環境を整備していくことが重要であると考えております。

現在、部活動指導員として、20代から80代までの幅広い年齢層の方々に御活躍をいただいております。道教委といたしましては、こうしたの方々をはじめ、各種競技団体、地域の方々、兼職兼業を希望する教職員など、広く指導者人材バンクへの登録を呼びかけてまいります。

また、スポーツ庁の事業を活用して、登別市や富良野市において、プロスポーツ選手などがICTを通じて指導する実証事業が行われておりまして、こうした事業の成果を普及するなど、子どもたちの意向に応じ、地域の特色を生かした部活動の移行が多くの方々の参画を得ながら展開できるよう、知事部局をはじめ、市町村教育委員会や関係団体の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

次に、いじめ問題への対応についてであります。複雑化、多様化するいじめ問題を克服していくためには、対応を学校だけで抱え込まずに、家庭はもとより、地域の心理、福祉、法律などの関係機関のほか、警察等と連携できる体制を整備することが重要です。

道教委といたしましては、社会情勢の変化を踏まえ、道のいじめ防止基本方針を、法に基づくいじめの早期発見と積極的な認知、被害児童生徒に寄り添った組織的対応、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは直ちに通報するなど、警察との連携強化などの観点から改定をすることとしており、道や市町村に設置されているいじめ問題対策連絡協議会を通じて、学校や関係機関・団体などがお互いの役割を確認し、いじめの未然防止や複雑化する事案への効果的な対策等について、連携体制の下で確実に実施できるよう取組を進めてまいります。

次に、いじめ問題緊急支援チームについてであります。道教委では、学校や教育委員会だけでは解決困難な事案に対しまして、道教委指導主事と弁護士や臨床心理士などの専門家から成る支援チームにより、学校等の生徒指導や教育相談について具体的な指導助言を行う体制を整備し、昨年10月から運用を始めたところであり、派遣した事例において、学校からは、専門的見地からの助言により、組織的かつ多角的に対応でき、複雑化、深刻化した事案の解決に向けて道筋を整理できたとの声があったところです。

道教委といたしましては、広域な本道の特性を踏まえながら、事案に応じた迅速なチーム派遣を行う体制づくりが必要と考えており、今後、市町村教育委員会等との連携により、速やかで正確な情報共有はもとより、道内の各地の専門家とネットワークをさらに深めながら、実効性のあるいじめ対策を進めてまいります。

最後に、旭川市のいじめ防止対策についてであります。市では、先般公表された（仮称）いじめ防止条例骨子案において、市長は、必要と認めるときは、学校等に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができると示し、今後、市

【令和5年（2023年）2月24日（金曜日） 第4号】

議会において議論が進められるものと承知いたしております。

道教委といたしましては、いじめ問題への対応については、教育委員会と首長部局が、いじめ防止対策推進法はもとより、学校教育法などの関係法令に基づいて、それぞれの役割と法令上の権限等について認識を共有し、緊密な連携の下、適切に対応することが重要と考えております。

以上でございます。

○議長小畑保則君 中山智康君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

2月27日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時11分散会